

第1章 はじめに

第200条 概要

200.1 障害馬術競技会に適用される諸規程

本項は、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

200.2 障害馬術競技

200.2.1 障害馬術競技とは、障害物を配置したコースを用いて様々な条件のもとで選手／馬のコンビネーションが審査される競技である。この競技は飛越における馬の自由な動きやエネルギー、パワー、スキル、スピードそして選手のホースマンシップを示すことを目的とする。

200.2.2 競技形式にもよるが、競技の勝者は減点（例えば、障害物落下、拒止、規定タイム超過など；障害馬術規程第244条1参照）が最も少ない選手、最も早い走行タイムでコースを完走した選手、あるいは得点が最も高い選手である。

200.2.3 障害馬術競技では多様性が推奨されるため、様々な競技形態がある。障害馬術規程は障害馬術競技に適用される諸々の規定を統一するものではあるが、変化をもたせることは選手や観客の関心を高める大切な要素であり、競技の本質を画一化するものではない。

200.3 障害馬術競技会のカテゴリー (JEF)

200.3.1 公認競技会で行う標準競技とスピードアンドハンディネスについては次の各項を適用する。

200.3.2 水濠を設置する場合は、実施要項に明記しその幅（奥行）を示さなければならない。

200.3.3 垂直障害の内、少なくとも2個は必ず最高の高さのものを設置しなければならない。

200.3.4 コンビネーション障害は、3個のダブル障害または1個のダブル障害と1個のトリプル障害までとする。

200.4 グレード及び実施基準(JEF)

200.4.1 グレードは、大障害 A、B、中障害 A、B、C、D、小障害 A、B、C の9区分とする。

200.4.2 基準 A (標準競技) で実施する競技

グレード	最大高さ (cm)	幅 (cm)	障害物個数	速度 (m/分)
大障害 A	155~160	160~180	10~13	375~400
大障害 B	150	150~170	10~13	375~400
中障害 A	140	140~160	10~13	350~400
中障害 B	130	130~150	10~13	350~400
中障害 C	120	120~140	10~13	350
中障害 D	110	110~130	10~13	350
小障害 A	100	100~120	10~13	350
小障害 B	90	90~110	10~13	350
小障害 C	80	80~100	10~13	325~350

※三段横木障害の幅については、上記規定にとられないものとする。

ダブルまたはトリプルのコンビネーション障害は、1 個の障害と数える。

ジャンプオフの速度は、変更できない。

200.4.3 基準 C (スピードアンドハンディネス) で実施する競技

前記 200.4.2 に記載のグレードに応じて以下のとおり増減する。

高さ：-5cm / 幅：増減なし / 速度：適用なし

200.5~200.6 本項は、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 201 条 発効日と暫定条項

201.1 発効日

本障害馬術規程は 2026 年 4 月 1 日をもって発効する。(JEF)

201.2 暫定条項

すべての馬具・装具（サドラリー）と人工的補助具に関する規定と原則は、別途 FEI Tack App にまとめられる。障害馬術に関わるこれら新たな要件は、選手が適応できるよう十分な時間を確保するため、2027 年 4 月 1 日付けでの発効が提案されている。付則 8 に掲載されている馬具・装具および人工的補助具の現行規定は、2026 年 4 月 1 日からの移行期間中も引き続き有効とする。(JEF)

第2章 選手と馬

第202条～205条 本項は、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第206条 馬具、装具および人工的補助具

すべての馬具や装具（サドルリー）、そして人工的補助具に関する規定と原則については、別途個別の文書に規定する。障害馬術に関わるこれらの新たな要件は、選手が適応できるよう十分な時間を確保するため、2027年4月1日付けで施行となる。付則8に掲載されている馬具・装具・人工的補助具に関わる現行規定は、2026年4月1日からの移行期間中も有効とする。(JEF)

第207条 保護用ヘッドギア、服装、電子機器の使用、選手／馬につける広告

207.1 保護用ヘッドギア

207.1.1 騎乗中はいかなる者も常に保護用ヘッドギアを適正に着用することが義務づけられる。本要件を遵守しない場合の制裁は、一般規程第108条に定める。

207.1.2 ラウンドの走行中に保護用ヘッドギアが脱げるか、あるいはあご紐が外れた選手は受け取ってかぶり直し、あご紐が外れた場合は直ちに締め直さなければならない。このような場合、選手は保護用ヘッドギアの受け取りおよび／またはあご紐を締め直すために停止しても減点されないが、時計は止めない。選手があご紐を適切に締めずに、またはまったく締めずに障害物を飛越したり、飛越しようとした場合は失権となるが、ただし、あご紐を締め直すために急停止すると危険な状況（例えばコンビネーションの途中であったり、飛越しようとしている障害物の1ストライドまたは2ストライド手前であご紐が外れた場合など）の場合を除く。例外として、シニア選手が表彰式で賞を受領する際、あるいは国歌の演奏中、その他式典の際に保護用ヘッドギアを外すことはできる。

207.1.3 どのような場合であれ、選手が保護用ヘッドギアを外すことを選択した場合は、本障害馬術規程で許可しているか否かにかかわらず、常にすべて自己責任となる。

207.2 服装

207.2.1 選手はコース下見、競技中および表彰式に際して、障害馬術規程第207条2および一般規程第105条に従った服装の着用が求められる。競技場審判団の裁量により、不適切な服装の選手は競技への参加を認められない場合がある。

207.2.2 コース下見に際しては身だしなみのよい服装でなければならない。いかなる場合でも長靴、白または淡黄褐色の乗馬ズボン、長袖あるいは半袖のシャツ、白いタイあるいはチョーカーを着用しなければならない。シャツは白い襟つきでなければならない、長袖シャツの場合は白い袖口が付いていなければならない。

207.2.3 競技中と表彰式の際には：

207.2.3.1 民間人はユニフォームか所属 NF が承認した服装、ジャケット、白または淡黄褐色の乗馬ズボン、黒または茶色の長靴の着用が求められる。他の暗色の長靴も JEF の判断で認められる場合がある。長靴の上端周り、踵および／またはつま先に対比色を 1 色のみ使うことができる。長靴は踵付きでなければならない。シャツは長袖でも半袖でもよいが、白の襟付きであること；長袖シャツの場合は白い袖口が必要である。白いタイあるいはチョーカーを着用しなければならない。競技用ジャケットの色指定はないが、外向きのボタンがなければならない。襟付きジャケットの場合はジャケットと同色か他の色のラベルカラー（折り返し襟）でなければならない。襟なしジャケットも認められるが、ジャケットの前をとめた時にシャツの襟とタイが見えることを条件とする。 **(JEF)**

207.2.3.2 軍人、警察官、憲兵隊員、軍関係者または国立生産牧場の職員は、民間人と同じ服装か、もしくは制服を着用することができる。長靴は踵付きでなければならない。

207.2.3.3 本項は、主催および公認競技会では適用しない。 **(JEF)**

207.2.3.4 例外：

(a) 悪天候の場合、競技場審判団は選手にジャケットの代わりに防水性の上着着用を許可することがある。

(b) 非常に暑い天候の場合、競技場審判団は選手にジャケット着用なしで騎乗を認めることがある。

天候状況によりジャケットを着用しない場合は、袖付きのシャツでなければならない；半袖でも長袖でも許可される。

207.2.4～207.2.5 本項は、主催および公認競技会では適用しない。 **(JEF)**

207.3 電子機器の使用

207.3.1 競技中のウォームアップアリーナで騎乗している選手は、携帯電話、その他の電子通信機器、イヤフォンを一切使用してはならない。本条項に違反した場合は、障害馬術規程第 261 条に従いウォーニングが出される。

207.3.2 競技中の競技用アリーナで選手は携帯電話、その他の電子通信機器、イヤフォンを一切使用してはならない。本条項に違反した場合は、障害馬術規程第 263 条 4 に従い失権となる。

207.3.3 その他の時間帯であれば、選手、グルームあるいはその他の人物は騎乗中に片耳にイヤフォンを装着することはできる。

第 3 章 役員

第 208 条 概要

208.1～209.1 本項は、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

209.2 競技場審判団のセクレタリー

すべての主催および公認競技会において、組織委員会はその競技会で行われるすべての競技についてセクレタリーを 1 名、競技場審判団に配置しなければならない。(JEF)

209.3～213.3.3.2 本項は、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 214 条 利益相反

状況から判断して大方の者が利害の競合があると推察するような場合には、利益相反が実質的に存在すると言える。利益相反とは、JEF を代表するか、あるいは JEF に代わってビジネスや取引を行うにあたり、客観性に影響を与える可能性があったり、あるいは与えるとみなされるような家族関係などを含む人的関係、職業上の関係、あるいは金銭的關係と定義づけられる。一般規程付則 A の JEF 役員行動規範を参照のこと。(JEF)

第 215 条 技術的支援 (ビデオ)

215.1 競技はすべての選手に公平でなければならない。その為には(障害馬術規程第 255 条に則して公式ビデオ記録を含む)利用可能なあらゆる技術的支援を駆使し、JEF 諸規程のもとで責務を遂行する役員を支援することが認められる(一般

規程第 130 条 15～第 130 条 17 参照)。

215.2 公式ビデオ記録が JEF 諸規程に即して認可されるには、公式成績発表後 30 分以内に競技場審判団長への提出が必要である。「公式ビデオ記録」とは、当該競技会前に組織委員会および／または JEF により指定された公式放送局および／またはその他の認定放送局および／または指定の公式ビデオ収録会社が記録したビデオとする。いかなる状況下でも、その他の組織が撮影したビデオは、公式ビデオ記録とはならない。(JEF)

215.3 公式ビデオ記録の審査は競技場審判団長の判断に委ねられる。成績発表後に競技場審判団が公式ビデオ記録に基づいて競技結果を変更する場合は、このビデオ記録に元の判定あるいは判断が誤っていたとする確固たる証拠がなければならない。

215.4 ビデオ証拠の使用はいかなる場合も適用規程の範囲内とし、その使用によって現行規程を変えるものであってはならない。

第 4 章 競技の採点と形式

第 216 条 概要

216.1 各競技（形式を問わず）は、基準 A または基準 C の採点方式に従わなければならない。競技における選手／馬コンビネーションのスコアは、適用される障害馬術規程第 217 条 1（基準 A）または障害馬術規程第 217 条 2（基準 C）に従い、そのラウンド中の過失に対する減点数で決定される。

216.2 個人選手およびチーム対象の競技形式は様々ある。本章では競技会で最も一般的に使用される競技形式を扱っている。本章で扱ういかなる競技形式も、本障害馬術規程を厳密に遵守して実施されなければならない。組織委員会はこのスポーツの多様性を促進するため新たな競技形式を提案できるが、いかなる新形式も事前に JEF による書面での承認が必要である。(JEF)

第 217 条 競技の採点

217.1 基準 A

217.1.1 基準 A での過失は、下表に定める通り(i)減点、あるいは(ii)失権として課される：

過失	減点
1 回目の不従順	減点 4
障害物の落下	減点 4
水濠障害での過失（障害馬術規程第 236 条 1.3 参照）	減点 4
規定タイムの超過	1 秒につき減点 1
落馬あるいは人馬転倒	失権
2 回目の不従順あるいは障害馬術規程第 263 条 4 に定める他の違反行為	失権
制限タイムの超過	失権
修正しなかったコース逸脱	失権
許可なき援助	失権

217.1.2 過失減点を合計したものが、当該ラウンドでの選手／馬コンビネーションのスコアとなる。競技の公式成績には、選手／馬コンビネーションが出した減点合計を記載するとともに、ラウンド中に生じたタイム減点とその他の減点も別途明記しなければならない。

217.1.3 基準 A で審査する競技は、タイムレース（Against the Clock）またはタイムレースとしない（Not Against the Clock）と指定することができる。

217.1.4 複数の選手／馬コンビネーションが同減点の場合は、実施要項に定める条件に基づき、ラウンド走行に要したタイム（速く走行した方が勝つ）によって決着をつけることができる。

217.1.5 疑念を避けるために記すと、不服従による減点は同一障害物で累積するだけでなく、ラウンド全体を通して累積する。

217.2 基準 C

217.2.1 基準 C での過失は下表に定める通り、(i)秒数でペナルティーが課され、選手が走行を終えるのに要したタイムに加算されるか、あるいは(ii)失権となる：

過失	減点
障害物の落下；あるいは水濠障害での過失（障害馬術規程第 236 条 1.3 参照）	屋外競技では 4 秒（二段階競技の第二段階目と減点が 3 秒である基準 C でのジャンプオフを除く）；

	屋内競技では 3 秒
1 回目の不従順	なし
障害物の落下および／または移動を伴う 1 回目の不従順	6 秒
2 回目の不従順あるいは他の障害馬術規 程第 263 条 4 違反	失権
落馬あるいは人馬転倒	失権
修正しなかった経路違反	失権
許可のない援助	失権

217.2.2 過失秒を合算したものが、当該ラウンドでの選手／馬コンビネーションのスコアとなる。

217.2.3 基準 C での競技には規定タイムは設定されないが、走行制限タイムは以下の通りとする：

217.2.3.1 コース全長が 600m 以上の場合は 3 分；あるいは

217.2.3.2 コース全長が 600m 未満の場合は 2 分

217.2.4 制限タイムの超過は失格となる。

217.3 基準 A あるいは基準 C で行うスピード競技におけるトレーニング

基準 A あるいは基準 C でのタイムレース競技でトレーニングを行いたいと希望する選手は、出場申告の提出時点で組織委員会へ連絡しなければならない。トレーニングラウンドを希望する者が当該競技では最初の出場となる。上記に従わない選手は、競技場審判団が失権とする場合がある（障害馬術規程第 263 条 5.4）。

第 218 条 ジャンプオフ

218.1 概 略

218.1.1 本障害馬術規程に別段の定めがない限り（例えば障害馬術規程第 230 条のパワーアンドスキル競技）、いかなる競技でも 2 回以上のジャンプオフは行えない。
(JEF)

218.1.2 実施要項では競技にジャンプオフがあるかを明記しなければならない。明記がない場合は、ジャンプオフがない競技とみなされる。

218.1.3 以下の場合には、実施要項に明記された通りにジャンプオフを行うことができる：

218.1.3.1 当該競技の予選ラウンドで、複数の選手／馬コンビネーションが減点なしであった場合；

218.1.3.2 当該競技の1回あるいは複数回の予選ラウンド終了後に、複数の選手／馬コンビネーションが第1位で同点だった場合；あるいは

218.1.3.3 大会において、表彰台順位で複数の選手／馬コンビネーションが同点となった場合。 **(JEF)**

218.1.4 障害馬術規程第218条1.5に従い、ジャンプオフはすべて該当する競技の予選ラウンド終了後、直ちに行わなければならない。

218.1.5 実施要項に明記してあれば、予選ラウンドを減点なしで完走した選手はその後直ちに（即ち、ラウンド間で競技アリーナから退出することなく）ジャンプオフへ進むよう、組織委員会が定めることができる。この場合はジャンプオフ・コース走行開始の合図として、ベルをもう1度鳴らさなければならないが、これに際しては障害馬術規程第241条6.1.2に定める45秒ルールを適用する。ジャンプオフへ出場資格を得た選手は、予選ラウンドとジャンプオフの間で競技アリーナから退出することは認められない。この種のジャンプオフは基準Aで行われる競技でのみ認められ、グランプリ競技やグランプリではないものの最高賞金額が設定されている競技では許可されない。予選ラウンドで減点なしで完走した選手がいない場合は、適宜、障害馬術規程第220条1.1あるいは第220条2.1.1に従って順位を決定する。

218.1.6 原則として、ジャンプオフは当該競技の予選ラウンドで使われた規定と基準、およびその種の競技で適用されるジャンプオフ規定に則って行わなければならない。しかし、基準A採用競技のジャンプオフについては、その旨が実施要項に記載されていれば基準Cで審査することもできる。

218.1.7 選手は予選ラウンドと同じ馬でジャンプオフに出場しなければならない。

218.1.8 障害馬術規程第218条1.9に従い、ジャンプオフのスターティングオーダーは、実施要項あるいは障害馬術規程に別段の定めがある場合を除き、ジャンプ

オフに先立って行われたラウンドのスターティングオーダーと同一でなければならない。

218.1.9 本項は、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

218.2 ジャンプオフでの障害物

218.2.1 ジャンプオフでの障害物は、障害馬術規程あるいは実施要項に定める限度内で、高さおよび／または幅（部分的もしくは全体的に）を変更できる。しかしジャンプオフ用障害の寸法を増すことができるのは、ジャンプオフに出場する選手／馬コンビネーションが障害減点なしでその前のラウンドを終えている場合のみとする。

218.2.2 オリジナルコースでコンビネーション障害が使われている場合は、ジャンプオフでもコンビネーション障害を最低 1 個は含めなければならない。

218.2.3 ジャンプオフにおける障害物の個数は 6 個（この場合、コンビネーション障害は 1 個と数える）にまで減らすことができる。

218.2.4 ジャンプオフでは障害物の形、タイプ、色を変えてはならないが、コンビネーション障害の一部を取り除いても構わない。コンビネーション障害が 3 個あるいは 4 個の障害物で構成されている場合は、中央の障害物を除くことはできない。

218.2.5 ジャンプオフ用障害物の飛越順序は、オリジナルコースから変更してもよい。

218.2.6 ジャンプオフでは、コンビネーションの障害間距離を変更してはならない。

218.2.7 ジャンプオフ用コースには、最大 2 個まで単独障害を追加することができる。

218.2.7.1 両障害物とも、コース下見に際してコースに設置されているか、あるいはその前のラウンドで使われた障害物を使って構築しなければならない。もし先のラウンドで使われた障害物をジャンプオフ用に形状を変えて構築したり、あるいは新たな素材を加えて構築する場合は、素材変更について競技場審判団の承認を受け、コースプランに示して選手に通知していることを条件としてジャンプオフ用に追加された障害物とはみなされない。2 個の追加障害物は幅障害 2 個、垂直

障害 2 個、あるいは幅障害 1 個と垂直障害 1 個の何れでもよい。障害物はどちらから飛越してもよいのか、あるいは 1 方向のみなのかをコースプランと障害物自体にも明示しなければならない。前のラウンドに含まれていた障害物をジャンプオフでは反対方向から飛越する場合、この障害物は追加が認められる 2 個の障害物の 1 つとみなされる。第 1 あるいは第 2 ラウンドにて使用された垂直障害をジャンプオフで幅障害に造りかえる（あるいはその逆）ことはできるが、その場合は 2 個の追加障害物のうちの 1 つとみなされる。

218.2.7.2 あるいは前のラウンドにて垂直障害 2 個で構成されていたコンビネーションを、ジャンプオフでは反対方向からの飛越とすることもできるが、この場合、このコンビネーションはジャンプオフで許可される追加の障害物 2 個分とみなされる。

218.3 ジャンプオフ、第 2 ラウンドあるいは決勝ラウンドでの失権、棄権もしくは出場辞退

218.3.1 ジャンプオフ、第 2 ラウンドあるいは決勝ラウンドで棄権、失権、もしくは競技場審判団の許可を得て出場辞退した選手は、ジャンプオフ/第 2 ラウンド/決勝ラウンドにて完走したすべての選手のとに一律最下位となる。団体競技の出場チームにもこれを適用するが、ネーションズカップ競技の第 2 ラウンドから出場辞退したチームを除く。ネーションズカップの第 2 ラウンドから出場辞退したチームには如何なる賞金も受領する権利がなく（障害馬術規程第 226 条 8.4 参照）、第 1 ラウンドのスコアで順位付けされる。

218.3.2 競技場審判団の許可なく、あるいは競技場審判団に通知することなくジャンプオフ、第 2 ラウンドあるいは決勝ラウンドを出場辞退した選手は、ジャンプオフ/第 2 ラウンド/決勝ラウンドで競技場審判団の許可を得て出場辞退、棄権あるいは失権した選手よりも下位に順位付けられる。団体競技の出場チームにもこれを適用するが、ネーションズカップ競技の第 2 ラウンドから出場辞退したチームを除く。ネーションズカップの第 2 ラウンドから出場辞退したチームには如何なる賞金も受領する権利がなく（障害馬術規程第 226 条 8.4 参照）、第 1 ラウンドのスコアで順位付けされる。

218.3.3 ジャンプオフ前に、ジャンプオフへの出場資格を得た選手全員がこれを辞退した場合は、競技場審判団がこの申請を受け入れるか退けるべきかを決定する。競技場審判団がこの出場辞退を認める場合は、組織委員会がくじ引きでトロフィーの授与先を決め、賞金は合計して選手間で等分する。競技場審判団から競技続行の指

示があったにもかかわらず選手らが従わなかった場合は、トロフィーの授与はなく、当該選手らはジャンプオフを行った場合の最下位順位となる（そして各選手とも最下位順位の賞金を受け取る）。

第 219 条 ノーマル競技とグランプリ競技 (JEF)

219.1 標準競技は飛越能力の審査を主たる要素にしているが、第 1 位で同点の選手が
でた場合は 1 回目のジャンプオフ、もしくは最大限 2 回のジャンプオフにスピー
ードを導入して優劣を決定することができる。

219.2 これらの競技は基準 A にてタイムレース、あるいはタイムレースとしない条件
で審査されるが、必ず規定タイムを設ける。

219.3 コースは馬の飛越能力の審査を主眼として設定する。組織委員会は障害物の数、
種類、そして高さや幅が所定の制限内で設置されるよう責任を負う。

第 220 条 一回走行競技

220.1 基準 A で審査されるタイムレースではない競技

220.1.1 以下はタイムレースではない競技の異なる開催形式の選択肢であり、いず
れも基準 A で審査される（いずれの場合も規定タイムが設定される）：

220.1.1.1 どの順位でも同減点であった選手は賞を分け合い、ジャンプオフは行わ
ない；または

220.1.1.2 第 1 位で同減点の場合は、タイムレースではないジャンプオフを 1 回実
施することがある。その他の選手は第 1 ラウンドの減点に基づいて順位が決定さ
れ、1 位以外の順位で同減点の場合、選手は賞金を分け合う；または

220.1.1.3 第 1 位で同減点の場合は、タイムレースのジャンプオフを 1 回実施する
ことがある。その他の選手は第 1 ラウンドの減点に基づいて順位が決定され、1 位
以外の順位で同減点となった場合、選手は賞金を分け合う。

220.1.2 障害馬術規程第 220 条 1.1 にあるいずれかの形式に従って実施されるジャン
プオフは、障害物の高さおよび／または幅を変更した短縮コースで行われるこ
とがある（障害馬術規程第 218 条 2.1 に従う）。

220.2 基準 A で審査されるタイムレース競技

220.2.1 以下はタイムレース競技の異なる開催形式の選択肢であり、いずれも基準 A で審査される（いずれの場合も規定タイムが設定される）：

220.2.1.1 どの順位でも同減点であった選手は走行に要したタイムで順位を決定し、ジャンプオフは行わない；または

220.2.1.2 第 1 位で同減点の場合は、タイムレースで基準 A にて審査されるジャンプオフを 1 回実施することがある。その他の選手は第 1 ラウンドの減点とタイムで順位が決定される；または

220.2.1.3 第 1 位が同減点の場合は、タイムレースで基準 C にて審査されるジャンプオフを 1 回実施することがある。その他の選手は第 1 ラウンドの減点とタイムで順位が決定される。または **(JEF)**

220.2.1.4 第 1 位が同減点かつ同タイムの場合は、タイムレースでのジャンプオフを 1 回実施することがある。その他の選手は第 1 ラウンドの減点とタイムで順位が決定される。

220.2.2 障害馬術規程第 220 条 2 にあるいずれかの形式で行われるジャンプオフは、短縮コースで行われることがあり、その場合は障害物の高さおよび／または幅を変更できる（障害馬術規程第 218 条 2.1 に従う）。

第 221 条 二回走行競技

221.1 この競技は同じ速度で 2 つのコースを使用して行う。この 2 つのコースは構成や障害物の数、障害物の大きさは同一でも異なるものでもよい。各選手は両ラウンドとも同一馬で出場しなければならない。第 1 ラウンドで失権あるいは棄権した選手は第 2 ラウンドに出場できず、順位対象とならない場合がある。

221.2 選手全員が第 1 ラウンドに出場しなければならない。実施要項にいずれの選手が第 2 ラウンドに進めるかを定めるが、以下のいずれかとする：

221.2.1 選手全員；あるいは

221.2.2 第 1 ラウンドでの順位（減点のみ、あるいは減点とタイムに基づくかは実施要項に定める）に従い、限定数の選手（選手割合あるいは設定人数とするが、いずれの場合も 25%以上とし、実施要項に定める）。実施要項にて第 2 ラウンドに進める正確な選手割合あるいは人数を明示するが、以下に従う：

221.2.2.1 第1ラウンドがタイムレースでない場合は、第2ラウンドへの出場数が実施要項に定めた人数を超えたとしても、第1位で同減点の選手全員および予選通過できる最終順位で同減点の選手は全員が第2ラウンドへ進む。

221.2.2.2 第1ラウンドがタイムレースの場合は、組織委員会が次の選択肢から選ぶ（ただし、この選択肢については実施要項への明記が必要である）；

(a) 第1ラウンドの減点とタイムに基づいて選手の25%以上あるいは設定人数が第2ラウンドに進めるが、正確な選手割合あるいは人数は実施要項に定める；または、

(b) 第1ラウンドの減点とタイムに基づいて選手の25%以上あるいは設定人数が第2ラウンドに進めるが、正確な選手割合あるいは人数は実施要項に定める通りとし、またいかなる場合も第1ラウンドで減点0の選手は全員が第2ラウンドに進める。

上記にかかわらず、グランプリ競技においてはすべての場合、第2ラウンドへの出場選手数が実施要項に定める割合を超えたとしても、減点0の選手は全員が第2ラウンドに進める。

221.3 下記のいずれかの方式に則った競技審査方法を実施要項に明記しなければならない：

第1ラウンド		第2ラウンド		ジャンプオフ
No.	基準A	基準A	スターティングオーダー	スターティングオーダー
3.1	タイムレース	タイムレースとしない	第1ラウンドでの減点とタイムによる順位のリバースオーダー；同減点で同タイムの場合は抽選による順番のままとする	第2ラウンドと同じ
3.2	タイムレースとしない	タイムレースとしない	第1ラウンドでの減点による順位のリバースオーダー；同減点の場合は抽選による順番のままとする	第2ラウンドと同じ
3.3.1	タイムレース	タイムレース	第1ラウンドでの減点とタイムによる順位のリバースオーダー；同減点で同タイムの場合は抽選による順番のままとする	ジャンプオフなし
3.3.2	タイムレースとしない	タイムレース	第1ラウンドでの減点による順位のリバースオーダー；同減点の場合は抽選による順番のままとする	ジャンプオフなし
3.4.1	タイムレース	タイムレース	第1ラウンドでの減点とタイムによる順位のリ	第2ラウンドと

			バースオーダー；同減点で同タイムの場合は抽選による順番のままとする	同じ
3.4.2	タイムレースとしない	タイムレース	第1ラウンドでの減点による順位のリバースオーダー；同減点の場合は抽選による順番のままとする	第2ラウンドと同じ

221.4 上記の方式に基づく順位付けは以下の通りに決定する：

221.4.1 一覧中の方式 3.1：順位はジャンプオフでの減点とタイムで決定する。ジャンプオフへの出場資格を得られなかった選手の順位は、2回のラウンドで生じた減点合計と第1ラウンドでのタイムによって決める。

221.4.2 一覧中の方式 3.2：順位はジャンプオフでの減点とタイムで決定する。ジャンプオフへの出場資格を得られなかった選手の順位は、2回のラウンドにおける減点合計によって決める。

221.4.3 一覧中の方式 3.3.1 と 3.3.2：順位は2回のラウンドにおける減点合計と第2ラウンドでのタイムで決定する。第2ラウンドへの出場資格を得られなかった選手の順位は、(i)第1ラウンドでの減点（第1ラウンドがタイムレースでない場合）または(ii)第1ラウンドでの減点とタイム（第1ラウンドがタイムレースの場合）によって決める。

221.4.4 一覧中の方式 3.4.1 と 3.4.2：順位はジャンプオフでの減点とタイムで決定する。ジャンプオフへの出場資格を得られなかった選手の順位は、2回のラウンドにおける減点合計と第2ラウンドでのタイムによって決める。第2ラウンドへの出場資格を得られなかった選手の順位は、(i)第1ラウンドでの減点とタイム（第1ラウンドがタイムレースの場合）または(ii)第1ラウンドでの減点（第1ラウンドがタイムレースでない場合）によって決める。

第 222 条 二段階走行競技

222.1 二段階走行のノーマル競技

222.1.1 この競技は中断なしに行われる二段階走行で構成され、速度は同じでも違えてもよく、一段階目のフィニッシュラインが二段階目のスタートラインとなる。一段階目で減点0の選手はコースの二段階目へ走行を継続し、次のフィニッシュライン通過でゴールとなる。

222.1.2 一段階目は7個から9個の障害物で構成するコースで、コンビネーション

障害は入れても入れなくてもよい。二段階目は 4 個から 6 個の障害物を用いて行い、これにはコンビネーション障害を 1 個のみ入れることができる。

222.1.3 一段階目で減点のあった選手については、一段階目の最終障害を飛越した段階でベルが鳴らされて走行停止となるか、あるいは（一段階目の規定タイムを超過していた場合は）一段階目のフィニッシュライン通過後に走行停止となる。当該選手らは最初のフィニッシュライン通過後に停止しなければならず、二段階目へと進むことはできない。

222.1.4 下記のいずれかの方式に則った競技審査方法を実施要項に明記しなければならない：

No.	一段階目	二段階目	順位
4.1	基準A タイムレースとしない	基準A タイムレースとしない	二段階目の減点により決定。二段階目に出場資格を得られなかった選手については、一段階目の減点で決定する。
4.2	基準A タイムレースとしない	基準A タイムレース	二段階目の減点とタイムにより決定。二段階目に出場資格を得られなかった選手については、一段階目の減点で決定する。
4.3	基準A タイムレース	基準A タイムレース	二段階目の減点とタイムにより決定。二段階目に出場資格を得られなかった選手については、一段階目の減点とタイムで決定する。
4.4	基準A タイムレースとしない	基準C	二段階目の合計タイム（基準C）により決定。二段階目に出場資格を得られなかった選手については、一段階目の減点で決定する。
4.5	基準A タイムレース	基準C	二段階目の合計タイム（基準C）により決定。二段階目に出場資格を得られなかった選手については、一段階目の減点とタイムで決定する。

222.1.5 一段階目終了後に停止させられた選手は、両段階ともに出場した選手よりも下位に順位付けられる。二段階目で失権あるいは棄権した選手は、二段階目を完走したすべての選手よりも下位で、一律同順位となる。

222.1.6 第 1 位で同点となった場合、当該選手らは等しく第 1 位となる。

222.1.7 グランプリ競技への馬の出場資格要件を満たすには（障害馬術規程第 219 条 3.4 参照）、障害馬術規程第 221 条 4 に記載のいずれかの方式で行われた競技の一段階目を完走することで十分である。

222.2 特別二段階走行競技

222.2.1 この競技は中断なしに行われる二段階走行で構成され、速度は同じでも違えてもよく、一段階目のフィニッシュラインが二段階目のスタートラインとなる。一段階目を完走した選手はコースの二段階目へ走行を継続し、次のフィニッシュライン通過でゴールとなる。

222.2.2 一段階目は 5 個から 7 個の障害物で構成するコースで、コンビネーション障害は入れても入れなくてもよい。一段階目と二段階目の障害物合計は 11 個以上、13 個以内とする。二段階目にはコンビネーション障害を 1 個のみ入れることができる。

222.2.3 この競技は下記的方式で審査しなければならない：

一段階目	二段階目	順位
基準Aでタイムレースとしない 5個～7個の障害物	基準Aのタイムレース 差し引いた数の障害物 (両段階併せて障害物11 個～13個)	両段階での減点合計により決定し、 必要であれば二段階目のタイムで決定する

222.2.4 一段階目あるいは二段階目で失権もしくは棄権した選手の順位付けはない。

222.2.5 第 1 位で同点となった場合、当該選手らは等しく第 1 位となる。

222.2.6 グランプリ競技への馬の出場資格要件を満たすには（障害馬術規程第 219 条 3.4 参照）、障害馬術規程第 222 条 2.3 に従って行われた競技の両段階を完走していなければならない。

第 223 条 決勝ラウンドを行う競技

223.1 2 回のラウンドと決勝ラウンドを行う競技

223.1.1 この競技では、第 1 ラウンドで上位 16 名の選手が第 2 ラウンドへの出場資

格を獲得し、第 2 ラウンドでは第 1 ラウンドでの成績（減点とタイム）のリバースオーダーで出場する。両ラウンドにおける減点とタイムの合計、あるいは第 2 ラウンドのみの減点とタイムで上位 8 名の選手が決勝ラウンドへ出場する。決勝ラウンドのスターティングオーダーは実施要項に定める条件に従い、2 回のラウンドにおける減点とタイムの合計、あるいは第 2 ラウンドのみの減点とタイムで決定した順位のリバースオーダーとする。決勝ラウンドでは、選手全員が減点 0 で走行を開始する。この競技形式はグランプリ競技あるいは最高賞金額が設定されている競技（グランプリ競技ではなく）には採用できない。

223.1.2 3 回のラウンドともタイムレースで基準 A にて審査する。選手／馬コンビネーションが決勝ラウンドで規定タイムを超過した場合は、毎秒につき減点 1 となる。

223.1.3 第 2 ラウンドのコースは第 1 ラウンドのコースと異なる場合がある。決勝ラウンドのコースは第 1 ラウンドおよび／または第 2 ラウンドの障害物を用いた短縮コースでなければならず、新たに単独障害を 2 個追加することができる。

223.1.4 決勝ラウンドへの出場資格を得た選手がこれに出場しない場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。

223.1.5 決勝ラウンドを出場辞退した選手、あるいは決勝ラウンドで棄権または失権した選手の順位付け詳細は、障害馬術規程第 218 条 3 を参照のこと。

223.2 1 回のラウンドと決勝ラウンドを行う競技

223.2.1 この競技では、第 1 ラウンドから選手数の 25%以上、最低 10 名の選手が決勝ラウンドへ出場資格を得て、決勝ラウンドでは第 1 ラウンドの成績（減点とタイム）のリバースオーダーで出場する。決勝ラウンドでは選手全員が減点 0 で走行を開始する。この競技形式は、グランプリ競技あるいは最高賞金額が設定されている競技（グランプリ競技ではなく）には採用できない。

223.2.2 決勝ラウンドに進める正確な選手割合あるいは人数を、下記の選択肢に従って実施要項に明記しなければならない：

223.2.2.1 第 1 ラウンドでの減点とタイムに基づき、選手数の少なくとも 25%か設定人数、いかなる場合でも最低 10 名の選手が決勝ラウンドへの出場資格を得る；あるいは

223.2.2.2 第 1 ラウンドでの減点とタイムに基づき、選手数の少なくとも 25%か設定人数、いかなる場合でも最低 10 名の選手が決勝ラウンドへの出場資格を得る。そしていかなる場合も第 1 ラウンドで減点 0 の選手は全員が決勝ラウンドへの出場資格を得る。

223.2.3 両ラウンドともタイムレースで基準 A に従って審査する。選手／馬コンビネーションが決勝ラウンドで規定タイムを超過した場合は、毎秒につき減点 1 となる。

223.2.4 決勝ラウンドのコースは第 1 ラウンドの障害物を用いた短縮コースでなければならず、新たに単独障害を 2 個追加することができる。

223.2.5 決勝ラウンドへの出場資格を得た選手がこれに出場しない場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。

223.2.6 決勝ラウンドを出場辞退した選手、あるいは棄権または失権した選手の順位付け詳細は、障害馬術規程第 218 条 3 を参照のこと。

第 224 条 決勝ラウンドを行うグループ競技

224.1 この競技では選手をグループ分けする。グループ分けは抽選でも、予選競技の成績、あるいは最新の障害馬術ランキングに基づいて行ってもよいが、実施要項に明記する。選手のグループ分け方法、およびグループ内でのスターティングオーダー決定方法を実施要項に明記しなければならない。先ず第 1 グループの選手が全員出場し、それから第 2 グループの選手全員、以降同様に出場する。各グループで最上位の選手が決勝ラウンドに出場できる。組織委員会を実施要項にて、各グループで最上位ではなかったものの次に成績のよかった選手のうち限定数の選手も決勝ラウンドへ進めると規定することができる。決勝ラウンドでは、選手全員が減点 0 で走行を開始する。決勝ラウンドに出場する選手は第 1 ラウンドのスターティングオーダーに従うか、あるいは実施要項にその旨が明記されていれば第 1 ラウンドの成績（減点とタイム）のリバースオーダーで出場する。この競技形式はグランプリ競技あるいは最高賞金額が設定されている競技（グランプリ競技ではなく）、もしくは他の競技の予選としては採用できない。

224.2 第 1 ラウンドと決勝ラウンドは、タイムレースで基準 A にて審査する。

224.3 決勝ラウンドに出場した選手全員に賞金を授与しなければならない。

224.4 決勝ラウンドへの出場資格を得た選手がこれに出場しなかった場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。

第 225 条 スピードアンドハンディネス競技

225.1 これらの競技は基準 C で審査される。第 1 位で同点となった場合、競技の実施要項にジャンプオフの特定条項がない限り、当該選手らは等しく第 1 位となる。

225.2 コースは湾曲していて、障害物の種類も多様でなければならない（選択障害を設けることができ、これによって選手は難度の高い障害物を飛越することで走行距離を短縮できる）。

225.3 コースプランで通過すべきコースを指定してはならない。コースプランでは、各障害物の飛越方向を矢印で示すのみとする。回転義務地点は、どうしても必要な場合にのみコースプランに記載する。

第 226 条 ネーションズカップ

226.1～227.2 本項は、主催および公認競技会では適用しない。（JEF）

第 228 条 ダービー

228.1 ダービー競技は 1000m 以上、1300m 以下の走行距離にて、飛越数の 50% 以上が自然障害で構成されたコースで行われる。ダービー競技は 1 ラウンドのみとし、実施要項に明記されている場合はジャンプオフを 1 回だけ行う。

228.2 ダービー競技は基準 A か基準 C で審査を行う。基準 C で審査する場合は規定タイムを設けず、制限タイムのみとする。コース全長が障害馬術規程第 217 条 2 に定める制限タイムの設定要件を超える場合は、競技場審判団の判断で制限タイムを延長することができる。

228.3 ダービー競技が競技会の中で最高賞金額の設定された競技であっても、実施要項に定める条件に従い、各選手は 4 頭まで騎乗できる。

第 229 条 アキュムレーター競技

229.1 この競技は 6 個、8 個、または 10 個の徐々に難度の高くなる障害物を用いて行う。コンビネーション障害は認められない。段階的な難度には障害物の高さや

幅だけでなく、コースの難度も含まれる。

229.2 ボーナスポイントが次のように与えられる：第 1 障害を無過失で飛越した場合は 1 点、第 2 障害を無過失で飛越した場合は 2 点、第 3 障害を無過失で飛越した場合は 3 点などとなり、合計 21 点、36 点または 55 点が与えられる。障害物を落下させた場合は得点なし。障害物の落下以外の過失は基準 A に従って減点される。

229.3 この競技は次の形式で行うことができる：(i)ジャンプオフを行わないタイムレースの第 1 ラウンド、(ii)タイムレースの第 1 ラウンドを行い、その最初のラウンドで第 1 位にて同点が出た場合はジャンプオフを 1 回行う、あるいは(iii) タイムレースではない第 1 ラウンドを行い、その最初のラウンドで第 1 位にて同点がでた場合はジャンプオフを 1 回行う。ジャンプオフについては 6 個以上の障害物を用いなければならない、高さおよび／または幅を増すことができる。ジャンプオフで使われる障害物は第 1 ラウンドと同じ順序で飛越しなければならない、第 1 ラウンドで割り振られた障害物個々のポイントはそのままとする。

229.4 競技がタイムレースではなく、ジャンプオフを 1 回行う場合、ジャンプオフに残れなかった選手については走行タイムに関わりなく第 1 ラウンドの得点に応じて順位が決定される。第 1 ラウンドをタイムレースとし、ジャンプオフを 1 回行う競技とする場合、ジャンプオフに残れなかった選手については第 1 ラウンドの減点とタイムに応じて順位が決定される。

229.5 コースの最終障害には選択障害を置くことができ、そのうちの 1 個をジョーカーと指定することができる。ジョーカーは選択障害よりも難度が高くなければならず、ポイントは 2 倍となる。ジョーカーを落下させた場合は、そのポイントがその時点までに選手が得たポイント合計より差し引かれる。コースデザイナーの判断により、最終障害の選択障害として 1 個ではなく 2 個のジョーカーを含めることができる。この場合は最初のジョーカーにコース最終障害のポイントの 150%が与えられる；2 番目のジョーカーは最初のジョーカーより難度が高くなければならず、コース最終障害のポイントの 200%が与えられる。選手は最終障害の代わりに 2 個のジョーカーのうち 1 個を飛越することができる。ジョーカーを正しく飛越できれば、選手はコース最終障害ポイントの 150%あるいは 200%を獲得できる。ジョーカーを落下させた場合は、当該選手がそれまでに獲得したポイント合計から、コース最終障害のポイントの 150%あるいは 200%が差し引かれる。

第 230 条 パワーアンドスキル競技

230.1 通則

230.1.1 この競技の目的は、限定数の大障害における馬の飛越能力を示すことにある。

230.1.2 この競技は基準 A で審査される。

230.1.3 第 1 位で同点となった場合は、一連のジャンプオフを行わなければならない。ジャンプオフ用障害物は、いかなる場合も最初のラウンドに使用されたものと形やタイプ、色も同じでなければならない。3 回目のジャンプオフを終えても優勝者を決定できない場合は、競技場審判団が競技の継続を止める場合がある。4 回目のジャンプオフでも決定できない場合は、競技場審判団が競技の継続を止めなければならない。この段階で残っている選手は同一順位となる。3 回目のジャンプオフ後に選手らが競技の継続を希望しない場合、競技場審判団は競技の継続を止めなければならない。3 回目のジャンプオフで過失があった場合は、4 回目のジャンプオフを行うことができない。

230.1.4 同減点の場合でも、タイムは順位の決定要素にならない。規定タイムも制限タイムも設定しない。

230.2 ピュイッサンス競技

230.2.1 最初のラウンドコースは4個～6個の単独障害で構成し、このうち少なくとも1個は垂直障害でなければならない。第1障害は高さを1.40m以上とし、高さ1.60m～1.70mの障害物を2個、高さ1.70m～1.80mの箱障害か垂直障害を1個設置しなければならない。コンビネーション障害、水濠障害、乾壕、自然障害は許可されない。踏切側に傾斜板（基底部で最大30cmのオフセット）が付いている箱障害の使用は認められる。

230.2.2 箱障害の代わりに垂直障害を使うこともできるが、その場合は最上段に横木を1本のせた複数のプランク（平板）、あるいは最上段に横木を1本のせたプランクと横木のコンビネーション、もしくはすべて横木で構成した障害物で代用することができる。

230.2.3 第1位で同点となった場合は、2個の障害物を用いて一連のジャンプオフを行わなければならない。障害物は箱障害1個か垂直障害1個、そして幅障害1個とす

る（障害馬術規程第218条2参照）。ジャンプオフでは2つの障害物の高さを段階的に上げ、幅障害については幅も広げなければならない。第1位で同順位の選手らがその前のラウンドで減点を出していない場合に限り、垂直障害あるいは箱障害の高さのみ上げることができる（障害馬術規程第218条2参照）。

230.3 六段障害飛越競技

230.3.1 この競技では、6個の垂直障害を各障害間距離が約11mとなるよう直線上に配置する。障害物の個数は競技アリーナの広さに応じて、必要であれば4個にまで減らすことができる。

230.3.2 障害物は同種の横木だけを用いて等しく構築しなければならない。横木を支える掛け金の深さは最大で20mmとする。

230.3.3 障害物の高さは以下の通りに設定できる：

230.3.3.1 障害物をすべて同じ高さで造る（例えば一律1.20m）；あるいは

230.3.3.2 障害物の高さを段階的に上げる（例えば1.10m、1.20m、1.30m、1.40m、1.50m、1.60m）；あるいは

230.3.3.3 最初の2つの障害物を1.20mで、次の2つの障害物を1.30m、以下同様

230.3.4 馬が拒止したり逃避した場合、選手は過失のあった障害物から走行を再開しなければならない。

230.3.5 第1位で同順位の選手らが第1ラウンドで減点があった場合を除き、最初のジャンプオフは高さを上げた6個（あるいは少なくとも4個）の障害物で行わなければならない（障害馬術規程第230条3.1参照）。最初のジャンプオフ後に、障害物の数を4個にまで減らすことができる（障害物を減らす場合は低いものから外す）が、障害間距離は当初に定めた11mを維持しなければならない。

第 231 条 コンビネーション障害で競う競技

231.1 コースは6個の障害物で構成しなければならない；第1障害を単独障害として、その後は5個のコンビネーション障害。少なくとも1個はトリプルコンビネーションでなければならない。

231.2 このコンビネーション障害で競う競技は、基準Aか基準Cで審査する。

231.3 実施要項の条件に従ってジャンプオフを行う場合、ジャンプオフ用コースは6個の障害物で構成しなければならない。このコースには(i)ダブル 1 個とトリプル 1 個、単独障害 4 個を入れるか、あるいは(ii)ダブル 3 個と単独障害 3 個としなければならない。そのため第 1 ラウンドで使用したコンビネーション障害の一部は取り除かなければならない。

231.4 この競技には障害馬術規程第 241 条 2.4 を適用しない。しかしコース全長は 600m を超えてはならない。

第 5 章 障害物

第 232 条 障害物－概要

232.1 障害物は過失となり得るパーツで構成されるが、支えとなるパーツが加わることもある。垂直障害と幅障害で過失となり得るパーツは、標旗で限界が定められた障害範囲である。過失となり得るパーツの上部 4 分の 1 以上は、ノックダウン可能な要素（横木／プランク／壁を構成する箱）で構成する。ノックダウン可能な要素を支える側面パーツ（支柱）は障害物の支持部分に相当し、過失となる障害部分ではない。

232.2 障害物は全体の形状と外観が魅力に溢れ、変化に富み、周囲の環境によく合ったものであり、ホースマンシップと公平性を念頭においてデザインしなければならない。障害物自体、およびこれを構成する各々のパーツも落下し得るものでなければならず、かつ軽すぎてわずかな接触でも落下したり、重過ぎて馬の転倒や怪我を誘引するものであってはならない。

232.3 横木とその他の障害物構成パーツは、掛け金（カップ）で支えるものとする。横木は掛け金の上で回転し得る状態になければならない；掛け金の深さは 18mm 以上、20mm 以内とする。これらの要件は幅障害に使われるセイフティーカップにも適用する（詳細は障害馬術規程第 235 条参照）。特殊な障害物素材やプランク、欄干、障壁、ゲートなどの掛け金については、通常の掛け金よりも開いているか、あるいは平らなものでなければならない。

第 233 条 障害物の高さ

233.1 六段障害飛越競技とピュイッサンズ競技を除いては、いかなる場合も障害物の高さが 1.70m を超えてはならない。幅障害は奥行 2.00m を超えるものであつ

てはならないが、例外としてトリプルバーの最大幅は 2.20m とする。水濠障害の奥行は、踏切部分を含めて 4.00m を超えてはならない。インドア競技における障害物の高さは、いかなる場合でも 1.65m を超えてはならないが、六段障害飛越競技とピュイッサンス競技を除く。

233.2 本障害馬術規程および実施要項に明記され、特定の競技や選手権に適用される障害物の高さの幅の下限・上限は厳格に遵守しなければならない。ただし：

233.2.1 利用可能な資材を使って実施要項に明記された最大寸法を超えないよう最大限の努力がなされても、使用された構築材料および／または障害物の場内設置位置によって最大寸法をわずかに超過した場合は、設定された最大寸法を超過したとはみなされない。

233.2.2 実施要項にて高さの上限として 1.45m あるいはそれ以上の高さが示されている競技では、コースデザイナーの裁量により、競技における障害物の高さを実施要項に示された高さから最大 3cm まで高くすることができる。

第 234 条 垂直障害

垂直障害物とは、高さで飛越努力を必要とする障害物であり、横木やプランク（あるいは、その他の構造物）が水平方向に広がることなく垂直に設置されているものである。いかなる構造の障害物も、過失が同一の垂直面上で判定される場合は垂直障害物と呼称される。

第 235 条 幅障害

235.1 幅障害とは、幅と高さの両方において飛越努力を要するように構築された障害物である。幅障害はすべてバックポールを 1 本のみ有する。幅障害にはオクサーとトリプルバーがある。

235.2 幅障害のバックポールや、トリプルバーのセンターポールとバックポールには掛け金として FEI 認可のセイフティーカップを使用しなければならない。幅障害の上段バックポールについてはセイフティーカップの深さを最大で 18mm とする；トリプルバーのセンターポール、あるいは他の障害物のロウアーポールに使用するセイフティーカップは最大で 20mm の深さとする。競技アリーナとトレーニングアリーナでは、認可されたセイフティーカップの使用が義務づけられる。

235.3 セーフティーカップに関する規定遵守については競技場審判団長が責任を負

う。(JEF)

第 236 条 水濠障害、垂直障害を伴った水濠障害、およびリバプール

236.1 水濠障害

236.1.1 障害物を水濠障害と称するには水濠の手前、中間、着地側にいかなる障害物も設置してはならない。水濠の奥行は 2.00m を超えるものとする。水濠障害の設営には地面を掘り下げる必要がある。水濠障害設営の詳細については付則 4 を参照のこと。踏切側には高さが 40cm 以上、50cm 以下の踏切（生垣、小さい壁）を設置しなければならない。水濠障害の正面幅は奥行より 30% 以上広くなければならない。水濠障害の底がコンクリートや硬い素材でできている場合は、ヤシ製あるいはゴム製マットのような柔らかい素材で覆わなければならない。

236.1.2 主催大会および公認競技会では、水濠障害の着地側限界を厚さ約 1cm で対比色のプラスティシオンで覆った幅 6cm 以上、8cm 以内の着地板で明示しなければならない。このプラスティシオンは馬が踏んだ場合はその都度、取り替える。馬が跡を残した時にはいつでも取り替えられるよう、予備の着地板とともにプラスティシオンを幾つか準備しておく必要がある。着地板は水際の地面に正しく固定しなければならない；競技場審判団によるコース視察時には、着地板の全長が水に接している状態でなければならない。(JEF)

236.1.3 水濠障害での過失は次の通り：

236.1.3.1 馬の蹄や蹄鉄が着地板に触れて跡を残した場合（球節あるいはブーツの跡は過失とならない）；および／または

236.1.3.2 馬の 1 肢または複数の肢が着水した場合。

236.1.4 生垣や水濠障害の踏切部分にぶつかったり、転倒させたりまたは移動させても過失とはならない。

236.1.5 4 本の標旗のうち 1 本を落下または移動させた場合は、水濠障害審判員が標旗のどちら側を馬が通過したか見極めて、それが逃避にあたるか否かを判断する。水濠障害審判員が逃避と判断した場合はベルを鳴らし、落下または移動した標旗が復旧されるまで計時を止め、当該選手／馬コンビネーションには障害馬術規程第 256 条（当該ラウンドの審査が基準 A であるか、基準 C であるかにかかわらず）に則って 6 秒の減点が課される。水濠障害審判員の決定は最終的なものである。そのため水濠障害審判員は競技場審判団メンバーでなければならない。

236.1.6 水濠障害審判員は、水濠障害で減点があった馬の個体識別番号と減点理由を記録しなければならない。

236.1.7 投光照明のもとで行われる競技で水濠障害を使用できるか否かは、技術代表、もしくは（技術代表が不在の場合は）外国人審判員の判断に任される。

236.2 垂直障害を伴う水濠障害

水濠障害が付則 4 の要件を満たさない場合は、垂直障害を水濠上に設置しなければならない。オープン水濠障害の上には高さ 1.50m までの垂直障害のみ設置でき、これに使用する横木の数に制限はないが、すべてに FEI 認可のセーフティーカップ（障害馬術規程第 235 条参照）を使用する。垂直障害のトップポールのセーフティーカップは深さ 18mm とする；ロウアーポールのセーフティーカップは深さ 20mm までとする。垂直障害はこの水濠障害正面から 2.00m 以内に設置することとする。この障害物は水濠障害ではなく垂直障害として審査される。その為、限界を指定する着地板やその他の措置を講じる必要はない。着地板が使用されている場合は視覚的補助と考える；この着地板に何らかの跡が残っても減点とはならない。踏切側の障害構成パーツが移動した場合でも同様に判断する。水濠障害の上に設置する垂直障害には、長さ 3.50m 以上の横木のみ使用できる

236.3 リバプール

障害馬術規程第 236 条 2 に従い、障害物の下、手前あるいは背後に水を用いる場合は（水の部分を含めた）障害物の奥行全長を 2.00m 以内とする（この障害物を“リバプール”と称する）。奥行き 2.00m を超えるオープンウォーターはリバプールとして使用できない。いかなるリバプール障害もウォータートレイの前端が正面横木と同一垂直面にあるか、あるいは正面横木の垂直面より前になければならない。

第 237 条 コンビネーション障害

237.1 コンビネーション障害とは 2 個あるいはそれ以上の障害物の集合を意味し、障害間距離は 7m~12m とする（ただし基準 C で審査されるスピードアンドハンドネス競技と、障害間距離が 7m 未満の固定障害で 2 回以上の連続飛越を必要とするものを除く）。障害間距離は、着地側の障害物基底部から次の障害物の踏切側基底部までを測定する。

237.2 コンビネーション障害では一連の障害物を個別に、かつ連続して飛越しなけ

ればならず、いかなる障害物も周回してはならない。

237.3 拒止や逃避があった場合、選手／馬コンビネーションはそのコンビネーション障害をすべて再飛越しなければならないが、完全閉鎖か一部閉鎖のコンビネーション障害（障害馬術規程第 238 条参照）、あるいは六段障害飛越競技の場合を除く。

237.4 コンビネーション障害を構成する各障害物における過失減点と再飛越の際の過失減点は個々にカウントされ、合算される。

237.5 コンビネーション障害でトリプルバーは最初の障害物としてのみ使用できる。

第 238 条 閉鎖コンビネーション障害と一部閉鎖コンビネーション障害

238.1 四方を囲まれており、飛越する以外に通過の方法がない場合、このコンビネーション障害を完全閉鎖障害とみなす。閉鎖コンビネーション障害とは出入りのできる四角形または六角形の羊用囲いのような形、もしくはこれに類似する障害物で、競技場審判団が閉鎖コンビネーション障害とみなしたものである。

238.2 コンビネーション障害の一部が閉鎖でもう一方が開放である場合は、一部閉鎖とみなす。

238.3 不従順

238.3.1 不従順により障害物のいかなる部分であれ落下および／または移動が生じた場合は、6 秒の減点が適用される。計時が再開され、当該選手が走行を再開した時点で 6 秒の減点がタイムに加算される。

238.3.2 閉鎖コンビネーション障害で拒止があった場合、当該選手／馬コンビネーションはコースの表示方向へ飛越して出なければならない。

238.3.3 一部閉鎖コンビネーション障害で拒止や逃避があった場合：(i) 閉鎖部分で不従順が生じた場合、選手／馬コンビネーションはコースの表示方向へ飛越して出なければならない；あるいは(ii) 開放部分で不従順が生じた場合、選手／馬コンビネーションはそのコンビネーション障害のすべてを再飛越しなければならない。これを怠った場合は失権となる。

238.4 競技場審判団は競技前にコンビネーション障害を閉鎖とするか一部閉鎖とす

るかを決定しなければならない。この決定はコースプランに示さなければならない。

238.5 コースプランにコンビネーション障害が閉鎖か一部閉鎖なのか明記されていない場合は、開放コンビネーション障害とみなし、しかるべく審査しなければならない。

第 239 条 バンク、堆土、傾斜路

239.1 障害馬術規程第 239 条 2 に従い、バンク、堆土、傾斜路、サンカンロードはそれに障害物が設けられていてもいなくても、また飛越方向がどちらからであってもコンビネーション障害となる。

239.2 障害物が設置されていないか、あるいは 1 本か数本の横木のみがその上に設置されているバンクや堆土は、1 回で飛越しても良い。この方法で飛越しても減点対象とならない。

239.3 高さ 1m 以内のテーブルバンクを除き、バンクや堆土、サンカンロード、崖錘、スロープ、傾斜路を屋内競技会に使用してはならない。

第 240 条 選択障害とジョーカー

240.1 競技でコース上の 2 つの障害物に同一番号が付けられている場合、選手はいずれの障害物を飛越するか選択できる：

240.1.1 障害物の落下や移動を伴わずに拒止や逃避が生じた場合は、次の試行に際して選手は拒止あるいは逃避のあった障害物を飛越する義務はない。飛越する障害物を選択できる。

240.1.2 障害物の落下や移動を伴う拒止や逃避が生じた場合は、その落下あるいは移動した障害物が復旧され、競技場審判団がスタートの合図を出すのを待って、選手は走行を再開しなければならない。飛越する障害物を選択できる。

240.2 選択障害の各々に赤色と白色の標旗を設置する必要がある。

240.3 ジョーカーは難しい選択障害であり、アキュムレーター競技でのみ使用できる。選手／馬コンビネーションが標準的な選択障害ではなく、ジョーカーの飛越を選択した場合は、ポイントが加算される。ジョーカーはホースマンシップと公

平性を念頭においてデザインしなければならない。

第 6 章 アリーナ

第 241 条 競技アリーナ

241.1 通則

241.1.1 競技アリーナは四方を囲まれていなければならない。競技中、馬が競技アリーナ内にいる間はすべての出入口を物理的に閉鎖しなければならない。

241.1.2 屋内アリーナは 800 m²以上の広さがなければならない。屋外アリーナは 3,000 m²以上の広さがなければならない。なお、正当な事由により、障害馬術本部がこの規則に関する例外を認める場合がある。 **(JEF)**

241.2 コースと全長測定

241.2.1 競技場審判団は競技開始前にコース下見を行い、これを検証しなければならない。コースとは、騎乗した選手が競技中に正方向からスタートを通過してフィニッシュに至るまでに走行すべき軌跡を言う。全長は馬が通常通るべきラインを考慮しつつ正確に測定してメートル表示する。この通常走行するラインとは障害物の中央を通過し、通常の回転を考慮しなければならない。

241.2.2 本項は、主催および公認競技会では適用しない。 **(JEF)**

241.2.3 一度競技が開始されると、競技場審判団だけがコース全長測定に著しい誤りがあったと結論づけることができるが、コースデザイナーおよび臨場していれば技術代表との協議が必要である。これが可能なのは遅くとも、45 秒のカウントダウン終了前にコース走行を開始して不従順やその他いかなる中断もなしにコースを完走した選手が 3 名出てから次の選手の走行開始までである。この場合に、競技場審判団は規定タイムを変更することができる。規定タイムを延長する場合は、この変更前にコース走行を終了している選手について該当する場合はその変更に従い、スコアを修正する。規定タイムを短縮する場合は、既に走行を終了している選手が規定タイムの変更によりタイム減点を受けることがない範囲でのみ可能である。

241.2.4 メートル表示のコース全長は、競技に使用される障害物総数×60 を超えてはならない。

241.2.5 スタートラインとフィニッシュラインは、第1障害および最終障害から6m以上、15m以内の距離で設置しなければならない。これらのラインは両方とも、全面赤の標旗を右側に、全面白の標旗を左側に設置しなければならない。スタートラインとフィニッシュラインには「S」（＝スタート）と「F」（＝フィニッシュ）の文字を書いたマーカーも設置しなければならない。

241.3 コースプラン

241.3.1 コースデザイナーは、コース詳細をすべて正確に示したコースプランのコピーを競技場審判団へ渡さなければならない。競技場審判団に渡されたコースプランのコピーはアリーナ入場口にできるだけ近い場所へ掲示しなければならない。各競技開始の遅くとも30分前までにはこれを掲示するものとする。該当する場合は、コースデザイナーがコース計測を完了次第、競技開始の30分前までには規定タイムをコースプランに追記すること。すべての競技において、競技前に掲示されるコースプランにコースデザイナーが測定した経路を記載しなければならない。

241.3.2 障害馬術規程に定める特定競技形式の場合を除き、障害物は飛越すべき順番で番号をつけなければならない。

241.3.3 コンビネーション障害に付ける番号は1つとする。競技場審判団と選手に分かりやすくするため、コンビネーションの各障害物にこの番号を繰り返し表示できる。この場合は区別するための文字を加える（例：8A、8B、8Cなど）。

241.3.4 コースプランには次のような記載が必要である：

241.3.4.1 スタートラインとフィニッシュラインの位置。別段の記載がない限り、ラウンド中にこれらのラインを再度通過しても減点対象とならない；

241.3.4.2 障害物の相対的な位置やその種類（例えば垂直障害、オクサー、トリプルバー）、障害物に表示される通し番号と文字表示；

241.3.4.3 左側に白標旗、右側に赤標旗で表示した回転義務地点；

241.3.4.4 選手が通過すべきコースを継続したラインで示す（この場合、選手は正確にこのコースを通らなければならない）、あるいは各障害物の飛越方向を矢印で個々に示す（この場合、選手は走行コースを自由に選択できる）。コースどりに制限のないコースで回転義務地点を指定する場合は、同じコースプラン上に両方の手法で示さなければならない；

241.3.4.5 使用される減点一覧（基準 A と基準 C）；

241.3.4.6 適用する場合は競技での走行速度；

241.3.4.7 コース全長；

241.3.4.8 適用される場合はラウンドの規定タイムと制限タイム、あるいはトレーニングセッションに適用される所定タイム；

241.3.4.9 ジャンプオフに使用される障害物、コース全長、規定タイム、制限タイム；

241.3.4.10 完全閉鎖もしくは一部閉鎖とみなされるコンビネーション障害；および

241.3.4.11 コースに関する競技場審判団の決定および／または変更事項。

241.4 コースの変更

241.4.1 状況により、既に掲示されたコースプランを変更する必要がある場合は、競技場審判団の合意をもってのみ変更が可能である。この場合は各チーム監督と個人選手全員へコースプランの変更を伝達しなければならない。

241.4.2 一度競技が開始された後は、障害馬術規程（本障害馬術規程第 241 条 4 を含む）に別段の記載がない限り、その競技の開催条件を修正したり、コースや障害物を変更することはできない。競技を中断する必要がある場合（例えば嵐や照明の不備）は、同じ障害物とコースを使い、できるだけ同じ条件下で中断した段階から競技を続行しなければならない。（JEF）

241.4.3 競技場審判団の意見によりグラウンド／フットイング状態の悪化あるいは他の異例な状況により必要と判断された場合は、ラウンド中もしくはラウンドとラウンドの合間に障害物の位置を移動させることができる。水濠障害や乾壕、固定障害のように移動できない障害物の場合はコースから外す。障害物がラウンド中にコースから外された場合は、変更以前に走行を終了している選手で当該障害にて減点があった選手については、障害減点やそれに伴うタイム修正を取り消し、スコアを調整しなければならない。しかし、既に発生した失権とタイム減点はすべてそのままとする。必要に応じて、変更後のコースに対して新たな規定タイム

と制限タイムを設定する。

241.5 標旗

241.5.1 無地で赤と白の標旗を用いて障害物の限界を示さなければならない。垂直障害については赤旗と白旗を 1 本ずつ設置し、幅障害の限界を示すには赤旗と白旗を少なくとも 2 本ずつ設置しなければならない。水濠障害着地側の限界を示す標旗のポールは砕けたり裂けたりせず、またこれに当たった時には曲がるような素材で作る必要がある；標旗には尖った先端や角があってはならない。

241.5.2 標旗は障害物支柱のいずれかの部位に取り付けるか、あるいは独立して設置することもできる。箱障害であったり、通常使用している支柱を使わないその他の種類の障害物については、背の高い標旗の設置が義務付けられる。これらの標旗は障害物の高さより 60cm 以上高く掲げられ、選手が適切に視認して正しく飛越できるよう、障害物の境界を明確に示さなければならない。この背の高い標旗はまた、障害物へのアプローチや飛越が諸々の規定に従ったものであるかを競技場審判団が評価するための明確な拠り所としても必要である。

241.5.3 障害物、スタートライン、フィニッシュライン、回転義務地点において、選手は必ず標旗の間を右手に赤旗、左手に白旗として通過しなければならない。

241.5.3.1 支柱のある障害物の標旗：選手が標旗間を誤った方向から通過した場合は、戻って正しく通過してから走行を継続しなくてはならない。選手がこの誤りを修正しなかった場合は失権となる。

241.5.3.2 支柱のない障害物の標旗：選手と馬が背の高い標旗間を通過したか、競技場審判団が明確に判断できない場合は当該選手に当該ラウンドを継続させ、ラウンド終了後に失格とするか否かを決定する。選手と馬が標旗間を通過していなかったことが競技場審判団として明確であれば、直ちに失権とする。

241.5.4 障害馬術規程第 241 条 5.5 に従い、競技アリーナ内で標旗を転倒させても減点とはならない。障害物の限界であったり、回転義務地点やフィニッシュラインを示す標旗を不従順により転倒させたり、（これらのラインを通過せずに）あるいは予期せぬ状況により倒れた場合は、標旗の再設置を直ぐには行わない；選手はラウンドを継続しなければならず、障害物／回転義務地点は標旗が元の位置にあるものとして審査される。この標旗は次の選手にスタートの合図が出される前に再設置しなければならない。

241.5.5 水濠障害や自然障害の限界を示す標旗が不従順や予期せぬ状況により転倒し、この標旗の転倒によって障害物の性質が変わってしまった場合には、競技場審判団が当該選手のラウンドを中断させる。標旗が再設置される間は時計を止め、障害馬術規程第 256 条の手順に従って 6 秒が加算される。

241.5.6 特定の競技では、スタートラインとフィニッシュラインを両方向から通過する場合がある。この場合は 4 本の標旗を立てなければならない；赤旗 1 本と白旗 1 本の組み合わせでラインの両端に各々設置する。

241.6 ベル

241.6.1 ベルは選手とのコミュニケーションに使用される。競技場審判団メンバー 1 名がベルを担当し、この使用に責任を負う。ベルは次の場合に使われる：

241.6.1.1 コース下見に向けてのコース準備が終わり、選手に競技アリーナへの入場を許可すること、および下見終了を伝えること；

241.6.1.2 スタートの合図を送り、競技アリーナに隣接して設置されたスコアボードのタイム表示装置、あるいはこれに代わる表示装置にて 45 秒のカウントダウンを開始する。

45 秒のカウントダウンは、選手がスタートラインを正しい方向で通過してラウンドを開始する前に与えられる時間である。予期できぬ状況が発生した場合は、競技場審判団にこの 45 秒カウントダウンを中断する権限がある。スタートの合図から選手／馬コンビネーションが正方向でスタートラインを通過するまでに生じた不従順などの偶発事例は減点されない（障害馬術規程第 246 条 6.2 参照）。しかし選手／馬コンビネーションが競技アリーナに入場した時点からスタートラインを正方向から通過までのいかなる時点でも、落馬または人馬転倒があった場合は、走行開始の合図が出されていたか否かにかかわらず、当該選手／馬コンビネーションは当該ラウンドあるいは競技に出場することは認められず、しかるべくベルを鳴らさなければならない。

ベルが鳴ってから第 1 障害を飛越するまでにスタートラインを正方向から 2 回目に通過した場合は、不従順とみなされる。

しかし状況に鑑み、競技場審判団はスタートを有効化せず、あるいはスタート手順を取りやめ、再度スタートの合図を行ってカウントダウンを再開することができる。

241.6.1.3 何らかの理由や予期せぬ事態により選手の走行を中断させるため、および中断後に走行再開の合図をする（障害馬術規程第 245 条 3 と第 257 条参照）；

241.6.1.4 不従順によって落下した障害物が復旧されたことを選手に合図する（障害馬術規程第 257 条参照）；および

241.6.1.5 長めの合図を繰り返して、選手が失権となったことを知らせる。

241.6.2 選手が停止の合図に従わない場合は、競技場審判団が失権とする場合がある（障害馬術規程第 257 条 2 と第 263 条 5 参照）。

241.6.3 走行中断後にベルの合図を待たずに選手が走行を再開し、障害物を飛越したり飛越しようとした場合、その選手は失権となる（障害馬術規程第 263 条 4.15 参照）。

第 242 条 ウォームアップアリーナ

242.1 組織委員会は、選手／馬コンビネーションが競技出場前にウォームアップを行える、練習用障害物を設置したウォームアップアリーナを提供しなければならない。ウォームアップアリーナは競技アリーナに近接していなければならない。

242.2 入場できる馬の頭数

ウォームアップアリーナに入場できる頭数はアリーナの規模に比例するものとする。チーフスチュワードは、アリーナの規模と安全上の配慮に基づいて頭数制限する権限を有する。

242.3 スチュワードによる監視

ウォームアップアリーナの使用中は、常に1名以上のスチュワードが監視していなければならない。

242.4 ウォームアップアリーナにおける練習用障害物の要件

242.4.1 組織委員会が提供した障害用資材以外のものを用いることは禁止される（これに違反した場合は失格および／または罰金が科せられる。障害馬術規程第264条 3.5と第262条1.5参照）。練習用障害物は標旗の指示方向にしか飛越してはならない。練習用障害物のいかなる部分も物理的に人が支えてはいけない。

242.4.2 ウォームアップアリーナには少なくとも垂直障害1個と幅障害1個を設置しなければならない。グラウンドは馬のトレーニングに適切な状態でなければならない。参加選手数が多く、また十分なスペースがある場合は、障害物を追加で提供するべきである。これらの障害物はすべて通常の方法で構築し、赤と白の標旗を設置しなければならない。しかしこのような標旗に代えて、テープやペンキなどで障害物のソデや支柱の上端を白色や赤色にしてもよい。

242.4.3 障害物の高さ最大が1.40mあるいはそれ以下であるすべての競技において（ポニー競技会を除く。障害馬術規程第305条5.2参照）、ウォームアップアリーナの障害物は、進行中の競技で使われている障害物の高さおよび幅の最大実測値から10cmを超えない範囲とする。進行中の競技に使われている障害物の高さが1.40mを超える場合は、ウォームアップアリーナで使用できる障害物の高さを1.65mまで、幅は1.80mまでとする。

242.4.4 グラウンドポールは障害物正面の真下、あるいは踏切側手前1.00m以内に置くことができる。垂直障害の踏切側にグラウンドポールを一本置く場合は、それと同じ距離で着地側にもグラウンドポールを一本置くことができるが、距離は1.00m以内とする。幅障害の着地側には、グラウンドポールを置いてはならない。

242.4.5 高さ1.30mあるいはそれ以上の障害物では、グラウンドポール使用の有無にかかわらず、障害物踏切側に最低2本のポールを設置しなければならない。低い方のポールは常に1.30m未満の高さであること。練習用障害物の低い方のポールは片端を掛け金にのせなければならない。もう片方の端は地上に置いてよい。

242.4.6 競技のウォームアップでは、障害物の前後で馬を直線的に誘導するため、ガイドポール（即ち踏み切り側と着地側で、障害物支柱に対して垂直に設置された平行ポール）の使用が認められる。

242.4.7 ウォームアップアリーナでは、障害物の片側または両側に約6.0メートル以上離してプレイングポールやV字ポール、その他のポールを設置することは認められない。

242.4.8 障害物最上段にクロスバーを使う場合は、個々に落下するよう設置しなければならない。横木の上端は掛け金にのせることとする。しかしクロスバー後方に水平横木を置くことはでき、その場合はクロスバー中央より少なくとも20cm高くしなければならない。

242.4.9 障害物の最上段横木は両端とも必ず掛け金にのせなければならない。もし横木を掛け金の端にのせる場合は、踏切側に近い部分ではなく着地側の方へのせなければならない。

242.4.10 横木が持ち上げられている場合、あるいはその片端もしくは両端が掛け金にのせられている場合に、馬を常歩で通過させることは認められない。

242.4.11 組織委員会がウォームアップアリーナに水濺障害を模した障害用資材を提供する場合がある。

242.4.12 競技のウォームアップでジムナスティックス／トレーニングを行うことは認められない。

242.4.13 六段障害飛越競技を除き、いかなる競技のウォームアップでもコンビネーションの使用は認められない。

第 243 条 トレーニングアリーナ

243.1 組織委員会は、練習用障害物を備え、最適なトレーニング条件として十分な広さのトレーニングアリーナを少なくとも 1 ヶ所は提供しなければならない。

「トレーニングアリーナ」または「トレーニング」という用語は、世界の特定地域では「スクーリングエリア」または「スクーリング」と呼ばれる場合もある。トレーニングアリーナは大型アリーナの一部として、ウォームアップアリーナとトレーニングアリーナに区切られている場合もあれば、完全に独立したアリーナの場合もある。可能な限りトレーニングアリーナは午前中に数時間利用可能とするべきである。トレーニングアリーナが一般の人々もアクセスできるようなエリアに位置している場合は、安全上の理由から周囲に幅約 1 メートルのバッファゾーンを設け、一般の人が馬と直接接触しないようにしなければならない。

243.2 スチュワードによる監視

トレーニングアリーナの使用中は、常に1名以上のスチュワードが監視していなければならない。

243.3 トレーニングエリアにおける練習用障害物の要件

243.3.1 トレーニングアリーナには、少なくとも垂直障害を 1 個と幅障害を 1 個配置しなければならない。グラウンドは馬のトレーニングに適切な状態でなければならない。

ない。参加選手数が多く、また十分なスペースがある場合は、追加で障害物を配置するべきである。障害物はすべて通常の方法で構築し、赤と白の標旗を設置しなければならない。しかしこのような標旗に代えて、テープやペンキなどで障害物のソデあるいは支柱の上端を白色や赤色にしてもよい。

243.3.2 十分なスペースがある場合はプレイスイングポールを用いることができ、高さ 1.30m 以下の垂直障害の踏切側に 2.50m 以上離して地上に置くことができる。プレイスイングポールは着地側にも置くことはできるが、この垂直障害を速歩で飛越する場合は 2.50m 以上離し、駈歩通過の場合は 3.00m 以上離すこととする。障害物から約 6.00m 以上離して飛越側か着地側のいずれか、または両方に置かれたポールはプレイスイングポールとみなされず、垂直障害と幅障害のいずれでも使用が認められる。

243.3.3 選手は地上のプレイスイングポールを使ってジムナスティックスを行うことができるが、この目的に使用できる障害物の高さは 1.30m までとする。十分なスペースがあれば、ストライドなしで設置した連続障害を使うトレーニング（インアンドアウト/バウンス練習）が許可される。インアンドアウト/バウンス練習には 2.50m 以上、3.00m 以下の障害間距離をとり、高さ 1.00m 以内の垂直障害を 3 個まで利用できる。インアンドアウト/バウンス練習に幅障害は使用できない。

243.3.4 トレーニングアリーナでは、十分なスペースがあり、正しい障害間距離で設置する場合はコンビネーション障害の使用が許可される。トレーニングアリーナが混雑している場合には、選手は単一障害のみ利用できる。

243.3.5 障害馬術規程第 243 条 3 に準拠していれば、選手は障害物に軽微な変更を施すことはできるが、大きな変更の場合はトレーニングアリーナを管轄するスチュワードの許可が必要である。

第 7 章 ラウンド中のペナルティ

第 244 条 ペナルティ－通則

244.1 障害馬術規程に別段の記載がない限り、ラウンド中に以下の過失があった場合はペナルティが発生するが、各々の詳細は後出の各条項で説明する：

244.1.1 障害物の落下；

244.1.2 水濠障害での過失（障害馬術規程第 236 条 1.3 参照）；

244.1.3 不従順；

244.1.4 コースからの逸脱；

244.1.5 人馬転倒または落馬；

244.1.6 許可のない援助；および

244.1.7 規定タイムあるいは制限タイムの超過。

244.2 個々の過失による減点数は、競技が基準 A（障害馬術規程第 217 条 1）での審査か、あるいは基準 C（障害馬術規程第 217 条 2）での審査かにより異なる。

第 245 条 障害物の落下

245.1 選手／馬コンビネーションの過失により次のような事象が発生した場合は、障害物の落下となる（とともに減点される）：

245.1.1 障害物全体あるいは同一垂直面上で上のパーツが落下したものの、落下したパーツが他のパーツに引っかかって落ちなかった場合；あるいは

245.1.2 少なくとも障害物の片側が掛け金のいかなる部分からも外れている場合。

垂直障害または障害物の一部が同一垂直面上に上下に配置された二つ以上のパーツで構成されている場合は、最上部のパーツの落下のみが減点対象となる。

一回で飛越ることが求められる幅障害が、同一垂直面上にないパーツで構成されている場合は、落下したパーツの数や位置に関わらず、最上部パーツの一つまたは複数個が落下した場合のみ、一つの過失としてカウントされる。

245.2 落下とは、選手／馬コンビネーションがスタートライン通過からフィニッシュライン通過までの間に発生するものであるが、ただし最終障害の落下については、選手／馬コンビネーションがフィニッシュラインを通過したものの、選手が競技アリーナから退場するか、あるいは次の選手のラウンド開始を知らせるベルが鳴るかのいずれか早い方が行われる前に、上部パーツが片側または両側の掛け金から落下した場合は減点となる。

245.3 落下した障害物の一部が、他の障害物を選手／馬コンビネーションが飛越する際に妨げとなる場合はベルを鳴らし、これを除去してコース走行が可能となるまで時計を止めなければならない。

245.4 不従順の結果、障害物および／または標旗の落下や移動が生じた場合は、拒止としてのみ減点される。不従順の結果、障害物のいかなる部分でも（標旗を除く）移動させた場合はベルを鳴らし、復旧される間は時計を止める。この場合は落下とはみなさず、不従順でのみ減点され、障害馬術規程第 256 条に従ってタイム修正される。

245.5 以下は落下減点とならない：

245.5.1 飛越の際に方向は問わず、障害馬術規程第 245 条 1 に網羅されていない障害物のいかなるパーツとの接触や移動（ただし閉鎖コンビネーションを移動させた場合は、障害馬術規程第 263 条 4.24 に基づき失権となることに留意）。疑義がある場合は、競技場審判団が選手に有利な判断を下す；

245.5.2 飛越の際に方向は問わず障害物上の標旗を倒す、接触する、または移動させること（水濠障害については障害馬術規程第 241 条 5.5 に基づき 6 秒のペナルティが課されることに注意）；

245.5.3 選手／馬コンビネーションは障害物を正しく飛越したが、障害物が不適切に構築されていた場合；および

245.5.4 障害物の充填物（例：樹木、生垣など）を倒した場合。

第 246 条 不従順（拒止、逃避、反抗、巻乗り）

246.1 次に述べる行為は不従順とみなされる：

246.1.1 拒止；

246.1.2 逃避；

246.1.3 反抗；そして

246.1.4 コースのいかなる場所であれ、またいかなる理由であろうと、巻乗りと思われるもの、もしくは繰り返し巻乗りを行った場合。コース上で要求されていない限り、直前に飛越した障害物のまわりを一周するのも不従順である。しかしながら逃避や拒止の後に（障害物の復旧が必要か否かにかかわらず）飛越態勢に入るために行う 45 秒以内の巻乗りは、不従順ではない。

246.2 拒止

246.2.1 障害馬術規程第 246 条 2.2 に基づき、飛越しなければならない障害物の前で馬が止まった場合は、障害物の落下や移動のあるなしにかかわらず、拒止となる。

246.2.2 障害物の手前で止まっても、後退したり障害物を倒したりせず、直ちにその場から障害物を飛越した場合は拒止ではない。この停止が長引いて、馬が自発的であろうとなかろうと 1 歩でも後退した場合は拒止となる。

246.2.3 馬が滑り込みながらも障害物を押し倒して通り過ぎた場合、ベル担当の審判員はこれが拒止か障害物の落下かを速やかに判断しなければならない。

246.2.3.1 審判員が拒止と判断した場合は直ちにベルを鳴らし、選手は障害物が復旧された時に速やかに再試行できるよう準備しなければならない。ベルが鳴った後にコンビネーション障害の別の障害物を飛越しても失権の対象とならず、またその障害物を落下させたとしても減点の加算とはならない（しかし、障害が復旧された時には当該コンビネーションをすべて飛越しなければならない、その時の減点はすべてカウントされる）。

246.2.3.2 審判員が拒止とみなさなかった場合はベルを鳴らさず、選手はラウンドを継続しなければならない。選手は障害物の落下で減点される。

246.3 逃避

246.3.1 馬が選手のコントロールから逃れ、飛越しなければならない障害物や、通過しなければならない回転義務地点を避けた場合は逃避である。

246.3.2 飛越しようとしている障害物、コンビネーションの一部、あるいはフィニッシュラインや回転義務地点の延長線上を馬体全体、あるいはその一部が通過した場合も逃避である。

246.3.3 馬が 2 本の赤標旗、あるいは 2 本の白標旗の間を飛越した場合は、障害物を正しく飛越したとはみなされない。この場合、選手/馬コンビネーションは逃避で減点され、再度、障害物を正しく飛越しなければならない。

246.4 反抗

246.4.1 馬が前進を拒んだり、何らかの理由で止まったり、1 回もしくは数回にわたって多少なりとも半回転をしたり、もしくは理由を問わず後肢で立ち上がったたり

後退した場合は反抗である。

246.4.2 いかなる時、いかなる理由であれ、選手が馬を止めた場合は反抗であるが、障害物が正しく復旧されていない場合や予期せぬ状況を競技場審判団へ知らせる場合を除く（障害馬術規程第 257 条 3.2 参照）。

246.4.3 馬の反抗が 45 秒間継続した場合、当該選手／馬コンビネーションは失権となる。しかし短時間の反抗は拒止として減点される。

246.5 障害物の復旧が必要なためベルが鳴らされるのでない限り、拒止や逃避、反抗で時計を停止することはない。

246.6 計時中断中の不従順

246.6.1 ラウンド中のタイムは、障害馬術規程第 256 条と第 257 条に基づく場合のみ中断される。

246.6.2 計時中断中の不従順は減点とならないが、障害物の落下を伴う拒止の後の 2 回目の拒止は除く。

246.6.3 失権に関わる条項は計時を中断している間も有効である。

第 247 条 コースからの逸脱

247.1 選手が次のような走行を行った場合はコースからの逸脱とみなされる：

247.1.1 発表されたコースプランに指定されているコースをとらなかった場合；

247.1.2 スタートラインやフィニッシュラインの標旗間を正方向から通過しなかった場合；

247.1.3 回転義務地点を通らなかった場合；

247.1.4 一部の特別競技を除き、指定された順序あるいは方向へ障害物を飛越しなかった場合；

247.1.5 コースの一部ではない障害物を飛越したり、飛越しようとした場合；あるいは

247.1.6 障害物を抜かした場合。

247.2 コースからの逸脱では時計を止めない。

247.3 コースからの逸脱を修正しない場合、その選手／馬コンビネーションは失権となる（障害馬術規程第 263 条 4 参照）。コースに含まれない障害物は、コースプラン中に x 印で示されるべきであるが（コースの一部ではないことを明確にするため）、仮に組織委員会／グラウンドクルーがこれを怠った場合でも、コースの一部でない障害物を飛越した選手は失権となる。

第 248 条 落馬または人馬転倒

248.1 「落馬／人馬転倒」の定義

248.1.1 競技アリーナにおける選手の落馬：選手の意思の有無にかかわらず、選手が馬体から離れて地面に接触するか、あるいは鞍上に戻るために何らかの支えまたは外部からの援助が必要となった場合は、落馬とみなされる。落馬しないよう選手が何らかの形で体を支えたり、あるいは外部から援助を受けたことが明白でない場合は、選手に有利なように計らわなければならない。

248.1.2 競技アリーナ以外での選手の落馬：不本意ながら選手が馬体から離れてしまった場合は、落馬とみなされる。選手が意図して下馬した場合は、落馬とみなされない。

248.1.3 馬：馬の肩と後躯が地面についている、あるいは障害物と地面についた場合は転倒とみなされる。

248.2 落馬または人馬転倒時に従うべきプロトコル

248.2.1 いかなる時点でも競技アリーナ、ウォームアップアリーナ、あるいは競技会場内のその他の場所で選手の落馬または人馬転倒があった場合：

248.2.1.1 当該選手は競技会メディカルサービス（メディカルサービスが対応できない場合は医師）のチェックを受けなければ、馬への再騎乗が認められず、進行中のラウンドあるいは当該競技会における次のラウンドや競技に出場できない；また、

248.2.1.2 当該馬は獣医師代表のチェックを受けなければ、当該競技会における次のラウンドや競技に出場できない。

248.2.2 落馬または人馬転倒の帰結

248.2.2.1 ラウンド開始前の競技アリーナでの落馬または人馬転倒：当該選手／馬コンビネーションは失権とはならないが、そのラウンドへの出場が認められない。当該選手／馬コンビネーションは、成績に当該ラウンドへ「出場せず」と記載される。

248.2.2.2 ラウンド中に競技アリーナでの落馬または人馬転倒：当該人馬コンビネーションは失権となる（障害馬術規程第 263 条 4.26 参照）。

248.2.2.3 フィニッシュライン通過後に競技アリーナでの落馬または人馬転倒：フィニッシュライン通過後の落馬または人馬転倒は失権とならない。しかし以下を適用する：

- (a) 直ちにジャンプオフがある場合、当該選手／馬コンビネーションはそのジャンプオフから失権となり、ジャンプオフに出場辞退、棄権、失権した選手と共に一律最下位となる。
- (b) ジャンプオフが直ちに行われるのではない場合、あるいは競技の第 2 ラウンドが続く場合、当該選手／馬コンビネーションは障害馬術規程第 248 条 2.1 に基づく検査をクリアした場合に限り、当該ジャンプオフ／第 2 ラウンドに出場できる。

248.2.2.4 ウォームアップアリーナでの落馬または人馬転倒：当該選手／馬コンビネーションは障害馬術規程第 248 条 2.1 に基づく検査をクリアした場合に限り、当該競技に出場できる。

248.2.3 競技会にて落馬および／または人馬転倒があった場合、競技場審判団は以下の対応をとることができる：

248.2.3.1 必要と思われれば、当該選手に遅いスターティングオーダーを割り振る；

248.2.3.2 障害馬術規程第 248 条 2.1 に基づく検査を受けるのに相応な時間を見込んでジャンプオフ（適用される場合は）を遅らせる；あるいは

248.2.3.3 当該人馬コンビネーションを競技および／または競技会への継続参加から除外する。

第 249 条 許可のない援助

249.1 スタートラインを正方向に通過してから最終障害飛越後にフィニッシュラインを通過するまでの間に、選手や馬を助ける目的で行われた第三者による物理的介入は、依頼があったかどうかにかかわらず許可なき援助とみなされる。これには（例えば）ラウンド中に騎乗している選手に鞭を手渡したり、馬具や装具の調整を手伝うことなどが含まれる。ラウンド中の許可なし援助は失権となる。

249.2 以下は許可のない援助とはならない：

249.2.1 ラウンド中に馬上の選手に保護用ヘッドギアおよび／または眼鏡を手渡す。

249.2.2 特定の例外的な事例として、競技場審判団は許可なき援助とみなすことなく選手が徒歩で競技アリーナへ入場したり、人から援助を受けることを認める場合がある。

249.2.3 不従順の結果、選手の安全ベストのエアバッグが作動して障害物への妨げとなった場合（審判員がベルを鳴らして時計を止める結果となる）、当該選手は必要であれば地上にいる者の補助を得てベストを脱ぐことができる。ベストを脱ぎ終えるまで、審判員はラウンド再開のベルを鳴らさない。

249.2.4 コース途中で上記以外のタイミングで選手の安全ベストのエアバッグが作動した場合、当該選手は走行を停止して、必要であれば地上にいる者の補助を得てベストを脱ぐことができる。当該選手は馬を止めたことで減点されることはないが、審判員は時計を停止しない。

第 250 条 タイム減点

250.1 選手／馬コンビネーションがラウンド走行で規定タイムを超過した場合は、タイム減点が生じる。

第 8 章 タイムと速度

第 251 条 ラウンドタイム

251.1 1/100 秒まで記録されるラウンドタイムとは、選手／馬コンビネーションがラウンドを完走し終わるまでの時間と、タイム修正（障害馬術規程第 256 条参照）がある場合はこれを加算した時間であり、次のように計算される：

251.1.1 計時は(i) ベルの合図後に選手／馬コンビネーションがスタートラインを正方向から初めて通過した時点で始めるか、あるいは(ii)ラウンド開始の 45 秒カウントダウンが終了した時点（障害馬術規程第 241 条 6.1.2 参照）のいずれか早い方で開始となる。45 秒のカウントダウンを表示するディスプレイは、選手にはつきり見える状態でなければならない。

251.1.2 選手／馬コンビネーションが最終障害を飛越後、フィニッシュラインを正方向から通過した時に計時を止める。

251.2 障害馬術競技会での計時に関わる更なる条項は付則 6 に定める。

第 252 条 規定タイム

競技におけるラウンドの規定タイムは、障害馬術規程第 258 条と付則 5 に定めるコース全長と速度に対応して決定される。

第 253 条 制限タイム

規定タイムが設定されている競技については、その規定タイムの 2 倍が制限タイム（上限）である。

第 254 条 タイムの記録

254.1 競技会で行われる競技はいずれも同一システムで計時するか、あるいは同一タイプの計時器を用いて計時しなければならない。

状況によって障害馬術本部が例外を認めた場合を除き、主催競技会、国民スポーツ大会馬術競技では、障害馬術本部が動作確認済みの 1/100 秒まで記録できる計時器の使用が義務づけられる。（JEF）

254.2 公認障害馬術競技会カテゴリー★★以上では、1/100 秒まで記録できる計時器の使用が義務づけられる。（JEF）

254.3 タイムキーパーは馬番号と走行に要した時間について計時システムを使用して記録しなければならない。（JEF）

254.4 競技場審判団長と審判団メンバー 1 名は、電子計時システムが故障した時に備え、審判業務中はデジタル・ストップウォッチを持たなければならない。また競技場審判団はもう一つ（3 個目）の時計を用意し、(i)不従順や他の中断によりベルが鳴らされてから走行再開までの時間、(ii)連続している 2 個の障害間の所要時

間、(iii)反抗の時間を計測しなければならない。

254.5 ストップウォッチを使用して時間を計測する競技（電子計時機器が故障した場合を含む）では、時間の記録を 1/100 秒まで行う（詳細については付則 6 を参照）。タイムキーパーが 2 名配置されている場合は、1 名の測定時間のみを公式計時として用いる（2 人目の測定時間はバックアップとして使用する）。

254.6 選手のラウンドタイム確定にビデオ記録は使用できない。

254.7 選手のスタートラインおよび／またはフィニッシュライン通過が競技場審判団席からはっきり判断できない場合は、旗を持った人員を 1 名、あるいはスタートラインとフィニッシュラインに各々 1 名ずつ配置して選手の通過を旗で合図させなければならない。

第 255 条 計時の中断

255.1 計時が中断されている間、選手／馬コンビネーションはベルの合図で走行再開が許可されるまで、自由にアリーナ内を移動することができる。

255.2 時計が止められた地点に選手が戻った時点で、時計が再スタートされる。ただし障害物の落下を伴う不従順の場合は、障害馬術規程第 256 条を適用する。

255.3 唯一、ベル担当の審判員のみが時計をスタートさせ、停止させることができる。計時機器はこのような操作が可能なものではない。タイムキーパーはその性能に責任を負う必要はない。

255.4 電子計時システムは選手の走行タイムを記録するとともに、タイム修正があればこれも記録しなければならない。

第 256 条 タイム修正

不従順の結果、選手がいずれかの障害物、あるいは水濠障害や自然障害の限界を示す標旗を移動させたり落下させた場合、もしくは標旗の落下によって障害物の性質が変わってしまった場合はすべての事例でベルが鳴らされ、障害物が再構築されるまで時計が止められる。障害物が再構築された段階でベルが鳴らされ、コースの準備ができて選手はラウンドを継続できる旨を知らせる。選手は拒止で減点され、ラウンド終了に要した時間に 6 秒のタイム修正が加算される。拒止があった障害物地点で、馬が地

面を離れた瞬間に時計が再スタートとなる。落下を伴う不従順がコンビネーション障害の 2 つ目あるいはそれ以降で発生した場合は、当該コンビネーションの最初の障害物で馬が地面を離れた時に時計が再スタートとなる。

第 257 条 ラウンドの停止

257.1 競技場審判団が何らかの理由や予期せぬ事態により、ラウンド中の選手／馬コンビネーションを止める必要があると判断した場合はベルを鳴らして走行を止めるべきである。選手が停止しようとしていることが明らかになった段階で直ちに時計を止める。競技場審判団が再びコースの準備ができたと判断した段階でベルを鳴らし、時計を停止したコース地点に選手が戻った段階で時計を再開させる。このような状況では減点はなく、当該選手の走行タイムに 6 秒加算もない。

257.2 選手がベルを鳴らされても走行を停止しない場合は本人の責任にて競技を継続することとなり、時計を止めない。競技場審判団は、その選手が停止の指示を無視したことで失権とするか、状況によっては続行を許可するかを決定しなければならない。選手が失権とされずにラウンド続行を認められた場合は、停止の指示が出される前と後の障害物におけるスコアがカウントされる。

257.3 飛越する障害物が正しく構築されていない旨を競技場審判団に伝えるために選手が自ら走行を停止した場合や、予期せぬ事態により選手が不可抗力で通常の状態下ではラウンドを継続できなくなった場合などは、直ちに時計を停止しなければならない。

257.3.1 もしその障害物の寸法が正しく、また適正に構築されていた場合、あるいは予期せぬ事態との申し立てを競技場審判団が認めなかった場合、当該選手はラウンド中に停止したことで減点され（障害馬術規程第 246 条 4 参照）、ラウンドタイムに 6 秒が加算される。

257.3.2 もし障害物や障害物の一部が再構築を要する状態であったり、予期せぬ事態が競技場審判団により認められた場合は、選手に減点は課されない。中断した時間は差し引かれ、選手が走行を中断した地点に戻るまで時計が止められる。このような場合に選手の対応が遅れても、その遅れは斟酌され、妥当と思われる秒数が当該選手の記録タイムから差し引かれる。

第 258 条 速度

258.1 主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

258.1.1 主催および公認競技会における速度については、別表 カテゴリー基準を参照のこと。

258.1.2 ピュイッサンス競技／パワーアンドスキル競技：最低速度なし（JEF）

258.2 フットディングの状態が悪化した場合、競技場審判団は競技最初の選手がスタートする前に実施要項に示した速度を変更することができる。

第9章 罰金、ウォーニング、失権および失格

本章に定める処分は、JEF 諸規程に基づいて課されるその他の処分に加え、累積的に適用される。

第259条 ジャンピング・レコーデッド・ウォーニング

＜第259条については現在調整中。4/8頃に確定予定＞

259.1 競技中（ウォームアップから競技後検査／テスト終了まで）に明らかになった馬具や装備による馬体上の出血、または選手に起因する出血が検出された場合は、馬の管理責任者に対して次のような処分が競技場審判団長より科される：

初回の違反 - ジャンピング・レコーデッド・ウォーニング

2回目の違反 - ジャンピング・レコーデッド・ウォーニング

同一の馬管理責任者が、最初のジャンピング・レコーデッド・ウォーニング発出を受けてから12ヶ月以内に同一競技会または他の競技会において2件、あるいはそれ以上のジャンピング・レコーデッド・ウォーニングを受けた場合、当該馬の管理責任者には罰金1,000スイスフランの罰金が科され、自動的に1ヶ月間の出場停止処分が適用される。この出場停止処分は、2回目のジャンピング・レコーデッド・ウォーニングが発出された競技会最終日の翌日に適用開始となる。JEFは当該馬の管理責任者に通知し、資格停止の開始日を確認する。疑義を避けるために記すと、出場停止期間開始日以降にJEFからの通知が届いた場合でも、停止期間の開始が無効化されることも延期されることもない。（JEF）

259.2 競技中に馬の出血が確認されるその他の事例（例えば馬が舌や唇を噛んだと思われる場合、あるいは鼻血が出ている場合など）については、口をすすがせたり血を拭き取る行為を役員が許可し、当該選手／馬コンビネーションの競技継続を認めることがある。ただし、障害馬術規程第259条3に基づき馬が競技参加に適格であると認められた場合とする。この条項が適用された場合は、当該選手にジャンピング・レコーデッド・ウォーニングが出されることはない。

259.3 本障害馬術規程第 259 条に基づく馬の出血事例すべてにおいて、競技場審判団が獣医師代表と協議を行い、当該馬が競技継続に適格であると判断した場合に限り、当該馬の競技継続または当該競技会におけるその後の競技への参加が許可される。

第 260 条 イエロー・ウォーニング・カード

一般規程第 132 条 3 に従い、競技場審判団長、チーフスチュワード、技術代表は各々がイエロー・ウォーニング・カードを出す権限を有する。(JEF)

第 261 条 ウォーニング

一般規程第 132 条 2 に従い、競技場審判団長、チーフスチュワード、技術代表は各々ウォーニングを出す権限を有する。(JEF)

第 262 条 罰 金

262.1 競技場審判団長は一般規程に従い、次のような選手には罰金を科すことがある：

262.1.1 失権したものの、速やかに競技アリーナを去らない；

262.1.2 ラウンドを終了したものの、速やかに競技アリーナを去らない；

262.1.3 失権または棄権した後に、競技アリーナから退場するまでに単独障害の飛越を 2 回以上試みたり、誤った方向から飛越した；

262.1.4 フィニッシュライン通過後に、1 個あるいは複数の障害物を飛越して失権となった；

262.1.5 トレーニングアリーナで組織委員会が準備したものと異なる障害物を使用した（障害馬術規程第 264 条 3.5 と第 243 条 3 参照）；

262.1.6 個体識別番号を付けていない反則を繰り返した（障害馬術規程第 275 条 3.2 参照）；

262.1.7 広告、服装、馬具／装具、あるいは人工的補助具に関する規定に違反した（障害馬術規程第 206 条、第 207 条、付則 8 参照）；

262.1.8 組織委員会の指示に従わない；

262.1.9 変形させる目的で障害物に触れる；

262.1.10 指示に従わなかったり、競技会役員やその他競技会関係者（他の選手、JEF職員あるいは代表者、ジャーナリスト、観客など）に対して不穏当な行動をとる；

262.1.11 ウォーニングを受けても違反を繰り返す；および／または

262.1.12 その他、障害馬術規程が競技会中に罰金を科すと定めている状況。

262.2 競技場審判団長が科した罰金はすべて JEF から当該選手に請求書が送られ、罰金は JEF に支払われるものとする。(JEF)

第 263 条 失 権

263.1 障害馬術規程に別段の記載がない限り、失権とは争点となっている競技において選手と馬が競技を継続できないことを意味する。失権は時間を遡っても適用できる。

263.2 競技場審判団長（もしくは審判長が審判席に不在の場合は、審判長が指名した競技場審判団メンバー）が、ラウンド中の選手／馬コンビネーションを失権とすることが馬および／または選手のウェルビーイング（福祉）および／または安全面での最善策であると判断した場合は、同競技場審判団長（あるいはその代理）がベルを鳴らして（あるいは他の競技場審判団メンバーに指示してベルを鳴らさせ）、当該人馬コンビネーションを失権とすることができる。この失権の決定は最終的なものであり、上訴あるいは抗議の対象とならない。

263.3 選手は失権となった後に、単独障害を1個飛越することはできるが、その競技のコース中にある障害物であること。しかしながら、これは落馬による失権には適用しない。

263.4 以下の場合、競技場審判団は選手／馬コンビネーションを失権としなければならない；

263.4.1 ラウンド開始前に競技アリーナ内の障害物を飛越したり、飛越しようとした場合；

- 263.4.2 スタートの合図が出される前に走行を開始し、コース上の第 1 障害を飛越した場合（障害馬術規程第 241 条 6.1.2 参照）；
- 263.4.3 ラウンドタイムの計測が始まってから第 1 障害を飛越するまでの所要時間が 45 秒を超えた場合。ただし不可抗力による状況が関わる場合をすべて除く（障害馬術規程第 241 条 6.1.2 参照）；
- 263.4.4 ラウンド中に馬の反抗が 45 秒間続いた場合（障害馬術規程第 246 条 4.3 参照）；
- 263.4.5 次の障害物を飛越するまでの所要時間が 45 秒を超えた場合；
- 263.4.6 最終障害を飛越してフィニッシュラインを通過するまでの所要時間が 45 秒を超えた場合；
- 263.4.7 スタートラインで標旗間を正しい方向から通過せずに第 1 障害を飛越した場合（障害馬術規程第 247 条 1.2 参照）；
- 263.4.8 回転義務地点を通過しなかった場合、あるいはコースプラン上に継続したラインで示された経路をとらなかった場合；
- 263.4.9 ラウンド中にコースの一部ではない障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（障害馬術規程第 247 条 1.5 参照）；
- 263.4.10 コース上の障害物を抜かしたり（障害馬術規程第 247 条 1.6 参照）、あるいは逃避や拒止の後にその障害物の飛越を再度試みなかった場合；
- 263.4.11 順序を間違えて障害物を飛越した場合（障害馬術規程第 247 条 1.4 参照）；
- 263.4.12 誤った方向から障害物を飛越した場合（障害馬術規程第 247 条 1.4 参照）；
- 263.4.13 制限タイムを超過した場合（障害馬術規程第 253 条参照）；

- 263.4.14 拒止の後に、落下した障害物が復旧されるのを待たずに飛越したり、飛越しようとした場合；
- 263.4.15 走行中断の後、ベルが鳴るのを待たずに障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（障害馬術規程第 241 条 6.3 参照）；
- 263.4.16 コンビネーション障害の閉鎖部分である場合を除き（障害馬術規程第 238 条参照）、拒止または逃避の後にコンビネーションのすべての障害物を再飛越しなかった場合（障害馬術規程第 237 条 3 参照）；
- 263.4.17 コンビネーション障害の各障害物を別々にかつ連続して飛越しなかった場合（障害馬術規程第 237 条 2 参照）；
- 263.4.18 （一部の特別競技を除き）最終障害を飛越後にフィニッシュラインの標旗間を騎乗で正方向から通過せず、競技アリーナを出た場合（障害馬術規程第 251 条参照）；
- 263.4.19 スタート前も含め、競技場審判団の許可なく選手および／または馬が競技アリーナを出た場合；
- 263.4.20 スタート前も含め、ラウンド終了前に放馬した馬がアリーナから出た場合；
- 263.4.21 走行中にヘッドギアおよび／または眼鏡以外の物を騎乗したまま受け取った場合；
- 263.4.22 馬具と装具に関する規定を遵守しない場合（障害馬術規程第 206 条と付則 8 参照）；
- 263.4.23 選手および／または馬に競技を終了できないような事故が起こった場合（仮に事故が起こったにもかかわらず、選手がラウンドを終了したが騎乗して競技アリーナを退場しなかった場合は失権とならない）；
- 263.4.24 閉鎖コンビネーション障害を正しい方向から出なかったり、閉鎖コンビネーション障害を移動させた場合；

- 263.4.25 ラウンド中の 2 回目の不従順（障害馬術規程第 217 条 1 と第 217 条 2 参照）；
- 263.4.26 ラウンド中の落馬または人馬転倒（障害馬術規程第 248 条）（フィニッシュライン通過後の落馬／人馬転倒は失権とならない。障害馬術規程第 248 条 2.2.3 参照）；
- 263.4.27 何らかの理由により馬あるいは選手が競技続行に不適性であると競技場審判団が判断した場合；
- 263.4.28 ラウンド終了後に競技アリーナ内にある障害物を飛越したり、あるいは飛越しようとした場合。ただし、例えばジャンプオフを即時に行う競技であったり、あるいは二段階競技でベルの合図が遅すぎて障害前で馬を安全に制止できない場合などを除く；
- 263.4.29 ヘッドギアの固定ポイントを的確に締めずに、またはまったく締めずに飛越したり、飛越しようとした場合。ただし、締め直すために選手が馬を急停止させると危険な状況の場合を除く（障害馬術規程第 207 条 1 参照）；
- 263.4.30 選手が競技中に競技アリーナでモバイルフォン、他の電子通信機器、あるいはイヤフォン（片方あるいは両耳とも）を使用している場合（障害馬術規程第 207 条 3.2 参照）；および／または
- 263.4.31 障害馬術規程に基づき競技会中に失権とすべきその他の状況。
- 263.5 以下の場合、競技場審判団は選手／馬コンビネーションを失権とすることがある：
- 263.5.1 選手氏名および／または出場番号が呼ばれても迅速に競技アリーナへ入場しない場合；
- 263.5.2 騎乗して競技アリーナへ入場、あるいは騎乗して競技アリーナから退場しない場合（ただしフィニッシュライン通過後に落馬した場合は、競技アリーナ退場前に再騎乗する必要はない）；
- 263.5.3 すべての許可なき援助；

263.5.4 事前に組織委員会に通知することなく、基準 A あるいは基準 C 採用のスピード競技で馬を馴致すること；および／または

263.5.5 ラウンド中にベルが鳴っても停止しない場合；および／または

263.5.6 障害馬術規程に基づき競技会中に失権となるその他の状況。

第 264 条 失 格 (DSQ)

264.1 失格とは、選手および／または馬が争点となっている競技または競技会全般から出場資格を失うことを意味する。失格は時間を遡っても適用できる。

264.2 次の場合、競技場審判団は失格を課さなければならない：

264.2.1 馬体のいずれかの部位で拍車や鞭の過剰使用を示唆する形跡（追加措置を適用することもある。障害馬術規程第 259 条 1 と第 265 条 2 参照）；

264.2.2 競技会場のいかなる場所であれ、許可されていない障害物を飛越すること；

264.2.3 競技場審判団の許可を受けずに組織委員会が提供する公式厩舎から馬を移動させること；

264.2.4 競技会期間中にどのような目的であれ、馬とともに競技会場を出ること；
および／または

264.2.5 障害馬術規程に基づき競技会中に失格とすべきその他の状況。

264.3 以下の場合、競技場審判団は失格とすることがある：

264.3.1 競技開始後に選手が徒歩で競技アリーナへ入場した場合；

264.3.2 競技場審判団の許可なく競技アリーナで馬を運動させたり、障害物を飛越したり、飛越しようとした場合；

264.3.3 競技アリーナにある次の競技に使用される障害物を飛越したり、飛越しようとした場合；

264.3.4 競技場審判団の許可を得ることなく、あるいは正当な理由なしに、ジャン

プオフ前に競技を棄権した場合；

264.3.5 競技会期間中に、組織委員会が用意したものとは異なる障害物を使って馬の運動を行った場合；

264.3.6 トレーニングアリーナあるいはウォームアップアリーナに設置された障害物を誤った方向から飛越した場合；

264.3.7 獣医規程第 1048 条（四肢の知覚異常に関する最終検査）にて対象となっている事例を含め、競技場審判団メンバーまたはスチュワードからの報告、あるいは他の関係者から役員に報告のあった馬への虐待行為および／または残虐な扱いすべて；および／または

264.3.8 障害馬術規程に基づき競技会中に失格となるその他の状況。

第 265 条 馬に対する虐待行為

265.1 馬に対するあらゆる形態の残酷、非人道的、または虐待的な扱いは厳禁とする（一般規程第 142 条および FEI 馬の福祉に関する行動規範も参照）。前述の一般原則を制限することなく、以下の場合には馬に対する虐待となる：

265.1.1 馬の肢たたき

265.1.1.1 「肢たたき」という用語は、馬がより高く、あるいはより注意深く障害物を飛越するように導くあらゆる人為的技巧を含む。肢たたきとなり得る例をすべてここに挙げることは無理であるが、概して言えば、選手および／または騎乗していない助手（助手の行動は選手の責任下にある）が手に持った物で馬の肢をたたくこと（どのような物であれ、あるいは誰がやろうとも）、または意図的に馬が何かにぶつかるよう仕向けること、例えば必要以上に障害物を高くしたり／あるいは幅を広くすること、不適正なグラウンドポールの設置、トロツティングポールやコンビネーション障害の間隔を狂わせたり、馬を練習用障害物の前で急に止めたり追うこと、あるいは馬が肢をぶつけなければ飛べないような向け方をすることなどを言う。

265.1.1.2 競技場審判団の管轄期間中に、肢たたきやその他いかなる形態であっても虐待的なトレーニングが行われた場合、当該選手と馬は少なくとも 24 時間、すべての競技から失格となる。また競技場審判団は状況に鑑みて妥当と思われる場合には、当該選手および／または馬をその競技会全般から失格とするなど、更なる措置をとることもできる。

265.1.2 鞭の過剰使用

鞭の過剰使用は厳禁とする。前述の一般原則を制限することなく、以下の場合には鞭の過剰使用となる：

- 265.1.2.1 鞭を選手の感情のはげ口として使う；
- 265.1.2.2 馬の頭部を鞭で打つ；
- 265.1.2.3 4回以上続けて鞭を使う；
- 265.1.2.4 鞭の過剰使用により馬の皮膚が破れる；そして
- 265.1.2.5 失権した後に鞭を使う。

鞭を誤用したり過度に使用したと確認された選手は失格となり、競技場審判団の判断で罰金が科されることもある。

265.1.3 他の形態での虐待行為

他のいかなる形態での馬の虐待行為（例えば肢の知覚過敏処置や知覚鈍麻処置、禁止されているトレーニング方法の採用、拍車の過剰使用、そして一般規程、獣医規程または他の JEF 諸規程に明記されている他の事例など）も禁止され、本規定に基づいて適切に処罰されなければならない。（JEF）

265.2 競技場審判団の見解により馬への虐待行為であるとみなされた行為あるいは一連の行為には、JEF 諸規程に明記された他の帰結に加えて、一般規程に基づき次のいずれか、あるいは複数のペナルティが適用される：

- 265.2.1 イエロー・ウォーニング・カード（一般規程第 132 条 3 参照）（JEF）；
- 265.2.2 罰金；
- 265.2.3 失権：および／または
- 265.2.4 失格

第 266 条 ブーツとバンデージ規制

各競技会で最高賞金額が設定されている競技ピュイッサンス競技と六段障害飛越競技に出場する馬全頭について、ブーツとバンデージの検査を行わなければならない。他の競技に際してもブーツとバンデージの検査を行うことが推奨される。ブーツとバンデージ規制の詳細については、獣医規程および FEI ウェブサイトの FEI Steward Hub に掲載されているブーツとバンデージ規制プロトコルを参照のこと。（JEF）

第 10 章 順位と名誉

第 267 条 個人順位と褒賞

267.1 個人選手の順位は競技での採点（基準 A あるいは基準 C）、実施要項に記載の指示、およびコースプランに示された変更に基づいて決定される。

267.2 入賞した選手は、その入賞馬とともに表彰式に参加しなければならない。しかし安全上の理由から、競技場審判団が例外を設けることもある。入賞した選手が正当な理由なしに表彰式へ出席しなかった場合は、競技場審判団の判断で組織委員会から当該選手への賞の授与を保留することがある。

267.3 組織委員会は実施要項とプログラムに表彰式への出席を求める入賞者数を公表しなければならない。実施要項あるいはプログラムに出席すべき人数が記載されていない場合は、入賞したすべての人馬が表彰式に出席しなければならない。

267.4 特別な状況にて競技場審判団が認めた場合を除き、表彰式で馬着を使用することは認められない。ただし競技スポンサーから提供された馬着を除く。

267.5 入賞の可能性がない選手については、競技場審判団の判断で、そのラウンド中のどの時点でも走行中止を命じることがある。

267.6 一部の特別競技を除き、競技の第 1 ラウンドを完走できない選手はいかなる賞も受賞できない。

267.7 予選競技で入賞した選手は、出場資格を得た決勝競技への出場を辞退した場合でも、予選競技での受賞を維持できる。

267.8 本項は、主催および公認競技会では適用しない。 **(JEF)**

以下の条項は、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 268 条 FEI 名誉バッジ

第 11 章 競技の開催

第 269 条 組織委員会の財務的義務

第 270 条 CSI への招待

第 271 条 CSIO への招待

第 272 条 参加申込

第 273 条 CSI/CSIO 開催要件

第 274 条 入 厩

大会期間中はすべての馬を組織委員会が提供した公式厩舎へ入厩させなければならない。

第 275 条 競技におけるホースインスペクションと規制

275.1 獣医検査、ホースインスペクション、パスポート査閲

275.1.1 本項は、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

275.1.2 到着時検査とパスポート査閲

275.1.2.1～275.1.2.3 本項は、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

275.1.3 ホースインスペクション

275.1.3.1 ホースインスペクションは、第 1 競技開始前の 24 時間以内に行わなければならない。チーム監督および/または馬の管理責任者は、実施要項に指定された時間内に自分たちの馬を臨場させてインスペクションを受けられるよう、準備しなければならない。関係者に不必要な遅れを生じさせないように、実施要項は第 1 競技の 2 日前までに事務局で準備し、配布できる状態にすること。状況により、競技場審判団は獣医師代表と協議のうえ、その判断で例外的かつ予期せぬ状況により最初のホースインスペクションに臨場できなかった馬を対象に、所定のインスペクションよりも遅い時点でもう一度ホースインスペクションを行うことを認めることがある。

275.1.3.2 本項は、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

275.1.3.3 各馬とも水勒か大勒をつけてインスペクションに臨ませなければならない。その他のハーネスや装具（馬着やバンデージなど）は外さなければならない。これについては例外を認めない。

275.1.3.4 いかなる方法にせよ、ペイントや染料で馬の特徴を隠してインスペクションに臨ませてはならない。

275.1.3.5 チーム監督は、グルームおよび／または選手とともにチーム馬に付き添わなければならない。

275.1.3.6 個人選手の馬については、馬の管理責任者（選手）がグルームとともに付き添わなければならない。

275.1.3.7 本項は、主催および公認競技会では適用しない。（JEF）

275.1.3.8 ホースインスペクションは細部に至る獣医検査ではなく、できるだけ速やかに終了させるべきである。

275.1.4 競技場審判団と獣医師代表団の連携

275.1.4.1～275.1.4.2 本項は、主催および公認競技会では適用しない。（JEF）

275.2 馬の薬物規制

馬の薬物規制は一般規程と獣医規程、馬ドーピング防止および規制薬物規程、および適用される他の JEF 諸規程に則って行わなければならない。

275.3 馬のパスポートと個体識別番号

本項は、主催および公認競技会では適用しない。（JEF）

275.3.2 各馬は組織委員会から個体識別番号を交付される。選手は、馬が厩舎を離れる際（到着時から競技会の期間中を通して）には常にこの個体識別番号の装着を確実にし、これによりスチュワードを含むすべての役員が各馬を確認できるようにしなければならない。この個体識別番号をはっきり表示していない場合、最初はウォーニングが発せられるが、繰り返し違反した場合は競技場審判団により当該選手に罰金が科せられる（障害馬術規程第262条1.6参照）。

第 276 条 スタートオーダー

276.1 抽選

276.1.1 個人競技では、選手のスタートオーダーを決定する抽選を行わなければならない。1名またはそれ以上の選手が2頭乗りをする際に、2頭間のスタートオーダーが近すぎる状況が発生した場合は、競技場審判団が独自の権限で、あるいは選手かチーム監督の要請に基づき、該当する選手に関する限り当該馬間にできれば選手10名以上の間隔をあけられるよう、そのスタートオーダーを変更することができる。(JEF)

276.1.2 本項は、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

276.1.3 いかなる場合も、スタートオーダー抽選を選手名や馬名のアルファベット順で行ってはならない。

276.2 個人競技におけるスタートオーダーのローテーション

276.2.1 ローテーションは必須であるが、適用するローテーション・システムは組織委員会の判断に任される。プログラム中に記載される個人競技におけるスタートオーダーのローテーションでは、次に定める手順に従うことが推奨される。

276.2.2 個人競技で選手が2頭または3頭の馬に乗ることが許される競技会では、以下の手順を採用してプログラムに掲載の個人競技のスタートオーダーをローテーションさせることができる：

276.2.2.1 実施要項にて、その競技会を通して同一馬が1日に2回以上、個人競技に出場することを認めている場合は、頭数を個人競技の数で割る。

276.2.2.2 実施要項にて、その競技会を通して同一馬が1日に1回だけ個人競技に出場できると定める場合は、頭数を個人競技が行われる日数で割る。

276.2.3 実施要項にて各個人競技で選手が騎乗できるのは馬1頭のみとしている競技会では、選手が抽選を行うとその選手の馬には連番がつけられる：

1番目の選手：1、2、3（この選手の馬番）

2番目の選手：4、5

ローテーションは障害馬術規程第276条2.2.1および第276条2.2.2に記載の手順と同様であるが、この場合は選手数を個人競技数あるいは個人競技が行われる日数で割る。

276.3 グランプリ競技あるいは予選を伴う競技のスターティングオーダー

276.3.1 すべてのグランプリ競技あるいは予選を伴う競技のスターティングオーダーは、次のいずれかの方法で決定しなければならない：

276.3.1.1 スターティングオーダーを別の抽選で決定する；あるいは

276.3.1.2 競技会で最優秀選手あるいは最優秀人馬コンビネーションの特別ランキングが設けられている場合は、グランプリ競技までのランキングのリバースオーダーをスターティングオーダーとすることができる。

276.3.2 グランプリ競技の抽選では競技場審判団長の臨席が必要である。抽選方法は実施要項に記載しなければならない。

276.4 スターティングオーダーの変更

276.4.1 競技でスタート前に落鉄した馬については、これより後のスターティングオーダーを割り振る。ジャンプオフでスタート前に落鉄した場合は、3頭分後ろの新たなスターティングオーダーが与えられる。蹄鉄の装着がこの時まで終了していない場合は、競技場審判団がスターティングオーダーをさらに繰り下げるか、あるいは失権とするかを決定する。

276.4.2 落馬や人馬転倒の場合も、競技場審判団がスターティングオーダーを繰り下げる場合がある（障害馬術規程第248条2.3）。

第 277 条 出場選手の申告

277.1 すべての競技会において、チーム監督あるいは個人選手が、組織委員会の定める時刻までに翌日の競技の出場選手を申告しなければならない。（JEF）

277.2 本項は、主催および公認競技会では適用しない。（JEF）

第 278 条 広 告

278.1 適用される放映契約、インターネット契約、あるいはこれに類する法規や合意によって認められていれば、そして「禁止カテゴリー」に該当する内容を含まず、また関連した内容がない場合に限り、障害物と競技アリーナ側面に広告を表示することができる。

278.2 組織委員会は競技会場にて、競技および／または競技会スポンサーの名称および／またはロゴを表示することができ、これには競技エリアおよび表彰式での組織委員会スタッフや役員の衣服、厩舎用馬着も含まれる。

278.3 組織委員会によるその他の広告または宣伝はJEFの合意を得て、適用される法律に従うものとする。広告には「禁止カテゴリー」に該当する内容あるいは関連記載を含めてはならない。 **(JEF)**

以下の条項については、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 279 条 経 費

第 12 章 シニア対象の大陸選手権および世界選手権 (チームと個人選手)

第 280 条 開 催

第 281 条 出場資格

第 282 条 参加申込

第 283 条 出場選手の申告と交代 (チームと個人選手)

第 284 条 トレーニングセッション

第 285 条 選手権競技

第 286 条 第 1 競技 (チームと個人選手)

第 287 条 第 2 競技 (団体決勝、第 2 次個人)

第 288 条 第 3 競技 (個人決勝)

第 289 条 褒賞とメダル

第 13 章 ユースとベテラン対象の大陸選手権

第 290 条 開催

第 291 条 馬の出場資格

第 292 条 選手の出場資格

第 293 条 ヤングライダーおよびジュニア選手権への出場資格

第 294 条 参加申込

第 295 条 出場選手 (チームと個人選手) の申告と交代

第 296 条 トレーニングセッション

第 297 条 選手権競技

第 298 条 第 1 競技 (団体と個人)

第 299 条 第 2 競技 (団体決勝、第 2 次個人)

第 300 条 第 3 競技 (個人決勝)

第 301 条 褒賞とメダル

第 14 章 CSI と CSIO - ユース、ベテランおよびアマチュアのための特別規定

第 302 条 適用される諸規程

第 303 条 U25、ヤングライダー、ジュニア選手に適用される規定

第 304 条 ベテラン選手規定

第 305 条 ポニーライダー規定

第 306 条 チルドレン競技会規定

第 307 条 アマチュア選手規定

付則 1～3

付則 7

水濺障害のデザイン

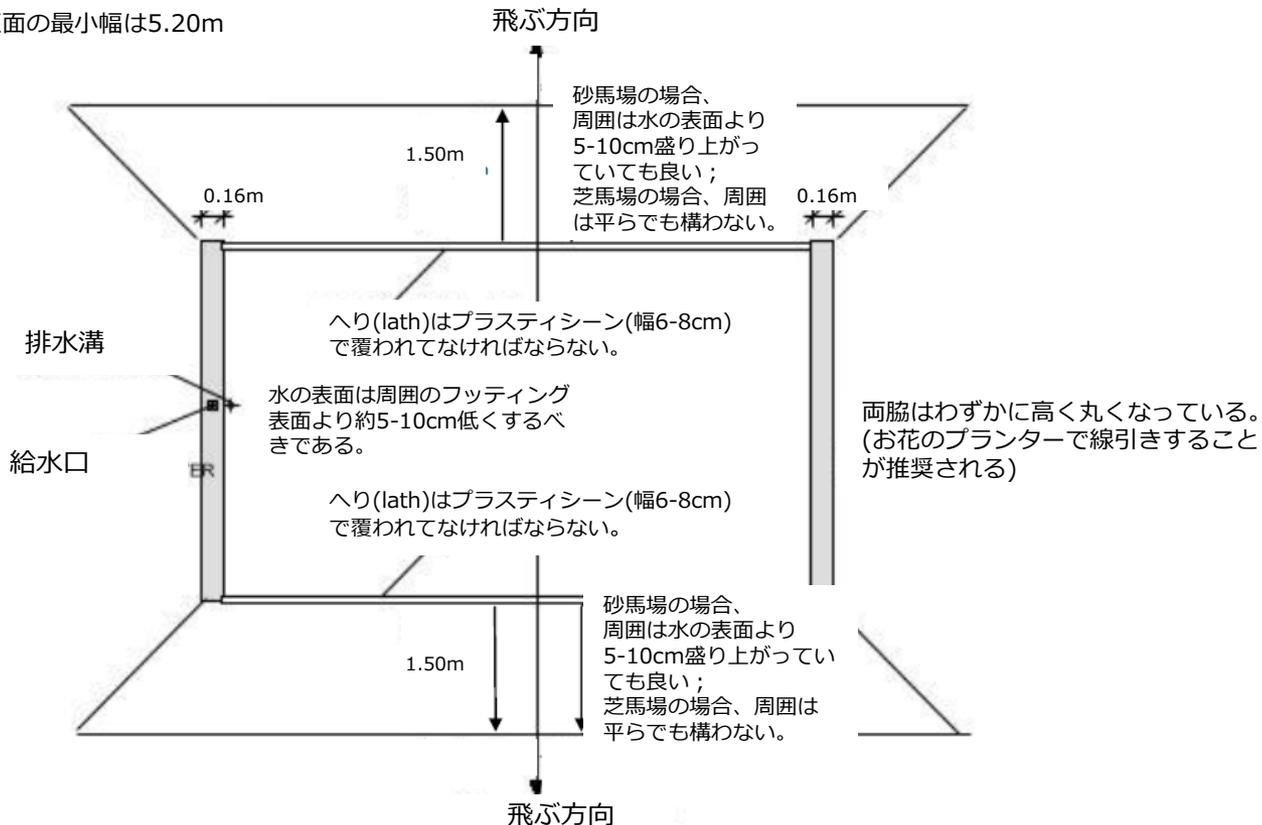
水濺正面の最小幅：

奥行が3.00m以下の場合4.00m。

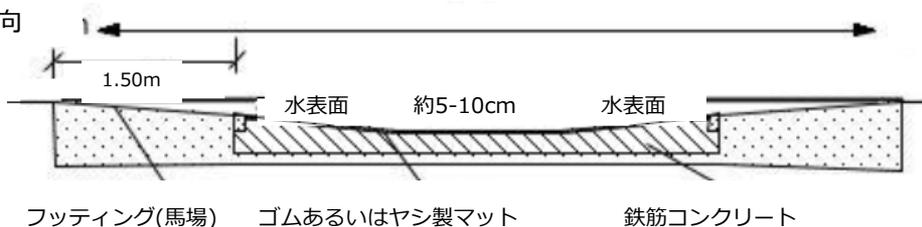
奥行が3.00mを超えている場合、奥行の長さ掛ける水濺幅の1.3倍を加えた長さがなければならない。

例：奥行が4.00mの場合、正面の最小幅は5.20m

正しく構築された水濺障害とは、水の表面が周囲のフッティングより低くなっていることである。そのため、水濺障害周辺のフッティングは水の表面より5-10cm高くなければならない。下図は、水の表面と周囲のフッティングの高さが5-10cmの差を造るための方法である。



水の表面が5-10cm低いのであれば、周囲のフッティングは芝馬場の場合は平らでよい；砂馬場の場合、水の表面より5-10cm高くなるよう盛り上がっていても良い。



水の表面が5-10cm低いのであれば、周囲のフッティングは芝馬場の場合は平らでよい；砂馬場の場合、水の表面より5-10cm高くなるよう盛り上がっていても良い。

付則 5 規定タイムの計算

速度：300m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	20秒	22秒	24秒	26秒	28秒	30秒	32秒	34秒	36秒	38秒
	2	40秒	42秒	44秒	46秒	48秒	50秒	52秒	54秒	56秒	58秒
	3	60秒	62秒	64秒	66秒	68秒	70秒	72秒	74秒	76秒	78秒
	4	80秒	82秒	84秒	86秒	88秒	90秒	92秒	94秒	96秒	98秒
	5	100 秒	102 秒	104 秒	106 秒	108 秒	110 秒	112 秒	114 秒	116 秒	118 秒
	6	120 秒	122 秒	124 秒	126 秒	128 秒	130 秒	132 秒	134 秒	136 秒	138 秒
	7	140 秒	142 秒	144 秒	146 秒	148 秒	150 秒	152 秒	154 秒	156 秒	158 秒
	8	160 秒	162 秒	164 秒	166 秒	168 秒	170 秒	172 秒	174 秒	176 秒	178 秒
	9	180 秒	182 秒	184 秒	186 秒	188 秒	190 秒	192 秒	194 秒	196 秒	198 秒

速度：325m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	19秒	21秒	23秒	24秒	26秒	28秒	30秒	32秒	34秒	36秒
	2	37秒	39秒	41秒	43秒	45秒	47秒	48秒	50秒	52秒	54秒
	3	56秒	58秒	60秒	61秒	63秒	65秒	67秒	69秒	71秒	72秒
	4	74秒	76秒	78秒	80秒	82秒	84秒	85秒	87秒	89秒	91秒
	5	93秒	95秒	96秒	98秒	100 秒	102 秒	104 秒	106 秒	108 秒	109 秒
	6	111 秒	113 秒	115 秒	117 秒	119 秒	120 秒	122 秒	124 秒	126 秒	128 秒
	7	130 秒	132 秒	133 秒	135 秒	137 秒	139 秒	141 秒	143 秒	144 秒	146 秒
	8	148 秒	150 秒	152 秒	154 秒	156 秒	157 秒	159 秒	161 秒	163 秒	165 秒
	9	167 秒	169 秒	170 秒	172 秒	174 秒	176 秒	178 秒	180 秒	181 秒	183 秒

速度 : 350m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	18秒	19秒	21秒	23秒	24秒	26秒	28秒	30秒	31秒	33秒
	2	35秒	36秒	38秒	40秒	42秒	43秒	45秒	47秒	48秒	50秒
	3	52秒	54秒	55秒	57秒	59秒	60秒	62秒	64秒	66秒	67秒
	4	69秒	71秒	72秒	74秒	76秒	78秒	79秒	81秒	83秒	84秒
	5	86秒	88秒	90秒	91秒	93秒	95秒	96秒	98秒	100	102
	6	103	105	107	108	110	112	114	115	117	119
		秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒
	7	120	122	124	126	127	129	131	132	134	136
		秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒
8	138	139	141	143	144	146	148	150	151	153	
	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	
9	155	156	158	160	162	163	165	167	168	170	
	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	

速度 : 375m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	16秒	18秒	20秒	21秒	23秒	24秒	26秒	28秒	29秒	31秒
	2	32秒	34秒	36秒	37秒	39秒	40秒	42秒	44秒	45秒	47秒
	3	48秒	50秒	52秒	53秒	55秒	56秒	58秒	60秒	61秒	63秒
	4	64秒	66秒	68秒	69秒	71秒	72秒	74秒	76秒	77秒	79秒
	5	80秒	82秒	84秒	85秒	87秒	88秒	90秒	92秒	93秒	95秒
	6	96秒	98秒	100	101	103	104	106	108	109	111
				秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒
	7	112	114	116	117	119	120	122	124	125	127
		秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒
8	128	130	132	133	135	136	138	140	141	143	
	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	
9	144	146	148	149	151	152	154	156	157	159	
	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	

速度 : 400m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	15秒	17秒	18秒	20秒	21秒	23秒	24秒	26秒	27秒	29秒

2	30秒	32秒	33秒	35秒	36秒	38秒	39秒	41秒	42秒	44秒
3	45秒	47秒	48秒	50秒	51秒	53秒	54秒	56秒	57秒	59秒
4	60秒	62秒	63秒	65秒	66秒	68秒	69秒	71秒	72秒	74秒
5	75秒	77秒	78秒	80秒	81秒	83秒	84秒	86秒	87秒	89秒
6	90秒	92秒	93秒	95秒	96秒	98秒	99秒	101 秒	102 秒	104 秒
7	105 秒	107 秒	108 秒	110 秒	111 秒	113 秒	114 秒	116 秒	117 秒	119 秒
8	120 秒	122 秒	123 秒	125 秒	126 秒	128 秒	129 秒	131 秒	132 秒	134 秒
9	135 秒	137 秒	138 秒	140 秒	141 秒	143 秒	144 秒	146 秒	147 秒	149 秒

付則 6 計時機器とスコアボードの要件

1. ジャッジボックスとスコアボードにおけるディスプレイ要件

1.1 以下の情報がジャッジボックスから見えなければならない：

- 45 秒のカウントダウン（0 になった時点で走行タイム計測の開始）
- 経過時間（選手／馬コンビネーションのフィニッシュタイムからスタートタイムを差し引いたもの）
- 規定タイム
- 規定タイム超過によるタイム減点
- タイム修正（拒止に伴い障害物の再構築が必要になった場合は 6 秒。これは時計が再スタートされ、選手が走行を再開した時点で直ちに加算される。）
- 基準 A に基づく過失
- 基準 C に基づく過失
- 合計タイム

1.2 少なくとも次の情報がスコアボードに表示されなければならない：

1.2.1 CSI1*, CSI2*, CSIO1*, CSIO2*, CSIO3*, CSI-Am/V/U25/Y/J/P/Ch :

- アルファベットで 9 文字以上の表示
- 45 秒のカウントダウン
- 経過時間
- 過失
- 走行中の馬の番号

1.2.2 CSI3*および CSIOV/Y/J/P/Ch :

上記 1.2.1 に記載のデータすべてに加えて：

- アルファベットで 20 文字以上の表示
- 馬名
- 選手名
- 国籍

1.2.3 CSI4*と CSI5* :

上記 1.2.1～1.2.2 に記載のデータすべてに加えて：

- 暫定順位
- 上位者のスコアとタイム
- できれば暫定上位 5 選手の成績表示

1.2.4 CSIO4*/CSIO5*/大会/選手権 :

上記 1.2.1～1.2.3 に記載のデータすべてに加えて：

- ネーションズカップ/ロンジンネーションズリーグ™の特別要件
- すべてのチーム名とスコア
- 第 1 ラウンドと第 2 ラウンドでカウントしないスコアの明示
- 選手が入場してきた際に、他のチームメンバー成績を表示。各チームの成績を表示するかは任意である。

および、2 ラウンドを行う競技の第 2 ラウンド中は：

- 第 1 ラウンドでの減点
- 順位にタイムが関わる場合は第 1 ラウンドでのタイム
- 順位にタイムが関わる場合は合計タイム（第 1 ラウンドと第 2 ラウンドでのタイム）
- 2 ラウンドでの減点合計

1.3 認可されているシステム

- タイマーと電光管（フォトセル）の接続はワイヤレスでもよい。タイマーからはワイヤで処理システムへ接続される。
- 大会、選手権、他の競技会の場合、電光管（フォトセル）をワイヤで同期式時刻管理タイマーに接続するのは任意である。
- CSI4*と CSI04*競技会、およびカテゴリーの高い競技会では、スプリットタイミングシステムの使用が義務付けられている。

2. FEI 障害馬術競技会での計時

公式カレンダーに掲載されている障害馬術競技会のすべてにおいて、FEI 公認の電子タイマー、電光管（フォトセル）、ワイヤレス送信装置を使用しなければならない。これら承認された機器のリストは FEI ウェブサイトに公表されている。FEI 承認リストにあるもの以外のタイマー機器を使用する競技会は、FEI 障害馬術部門ディレクターが例外として認めない限り、FEI 評価の対象外となる（障害馬術規程第 254 条参照）。

2.1 FEI 障害馬術競技会での計時

2.1.1 センサーでの計時

電子タイマーでは、馬がスタートラインあるいはフィニッシュラインを通過して、電光管（フォトセル）の間の光線を切った時にタイムがとられる。タイムは馬の胸でとらなければならない。選手が馬を追い込んで頭からラインを通過した場合でも、修正は行わない。手動計時の場合も、上述のようにタイムをとる。センサーの高さは、スタートラインとフィニッシュライン地点で同じでなければならない。

電光管（フォトセル）とともに基準時間が使われる場合は、連動あるいは個々で使う場合も日時をセットし、各競技開始前にメイン時計と同期させなければならない。日時の同期は競技会開始前 60 分以内に行い、競技会期間中を通して維持しなければならない。タイマーはいかなる競技でも競技中は再同期できないが、競技と競技の間であれば再同期できる。

2.1.2 タイムの記録

すべての時刻は専用接続、あるいは統合されたプリンターで、少なくとも 1/1,000（0.001）の精度にて瞬時かつ自動および連続的に印字紙に記録しなければならない。電子計時システムは、各選手のスタートタイムとフィニッシュタイムの数値比較による経過時間計算ができるよう、タイムデータを装備していなければならない。経過時間の計算後、記録されたタイムは 1/100 秒に切捨てる。各選手の最終走行成績は、1/100（0.01）の精度で表示する。

2.1.3 手動計時

電子タイマーから完全に分離され、単独に機能する手動計時を、公式カレンダーに掲載されているすべての競技にて使用しなければならない。スタートとフィニッシュの両地点に配備され、少なくとも 1/100（0.01）の精度で時間を表示できるストップウォッチあるいはバッテリー式手動計時装置が、適正手動計時機器として認定される。自動あるいは手書で記録された手動タイムの印刷記録は、直ちにスタート地点およびフィニッシュ地点で確認できなければならない。走行に要した経過時間は、スタートタイムとフィニッシュタイムとの数値比較で求める。手動計時によるタイムは、修正計算を経たうえで公式成績に採用できる。

2.1.4 手動計時修正の計算

タイムが記録されなかった選手よりも前に出場している選手／馬コンビネーション 5 組とその後の選手／馬コンビネーション 5 組、あるいは必要に応じて出場順番の近い選手／馬コンビネーション 10 組の電子計時タイムと手動計時タイムの差を計算する。10 組分の時間差を 10 で割って修正値を求め、電子計時タイムがとれなかった選手／馬コンビネーションの手動計時タイムに適用しなければならない。

2.1.5 計時装置内での時間修正

公認のタイムプリンターで選手／馬コンビネーションの走行タイム手動入力あるいは修正をする場合は、すべての計時関連文書に、修正を行っていることを示す何らかの印（星印、アスタリスクなど）をつけて手動入力が行われたことを表示しなければならない。

2.1.6 タイムのプリントアウト

プリンターで印刷された公式タイム記録紙は外国人審判員に渡し、確認を受ける。競技会の組織委員会は競技会の公式承認がおりるまで、あるいは計時や競技会成績に関わる上訴が決着するまで、これらを管理する。完全なバックアップ・システムが求められる競技会でも、これを適用する。

外国人審判員は成績書式および FEI への報告書に署名し、競技会を承認したことを明示しなければならない。システム A、システム B、および手動タイムの印字記録はすべて、組織委員会が競技会終了後 3 ヶ月間、あるいは計時や競技会成績に関わる上訴が決着するまで保管しなければならない。

2.1.7 タイム表示

主催者はすべての選手/馬コンビネーションの公式タイムを常時提示できる適正な設備を提供するものとする。

2.2 オリンピック大会と世界選手権での計時

2.2.1 電子計時

オリンピック大会と世界選手権では、個別に電子同期させた 2 台の計時システム（プリンター付き）をスタート地点とフィニッシュ地点の電光管（フォトセル）に直接接続し、実際の時刻とリンクして機能させなければならない。競技会開始前に、そのうちの片方をシステム A（メイン・システム）とし、他方をシステム B（バックアップ・システム）として指定する。システム A はこれに対応する電光管（フォトセル）A に接続しなければならない。システム B は電子的に分離された電光管（フォトセル）B へ別個に接続しなければならない。

2.2.1.1 タイムの記録

条項 2.1.2 を参照。A と B の両システムは、選手のスタートタイムとフィニッシュタイムの数値比較による経過時間計算ができるよう、タイムデータを装備していなければならない。最終成績に採用するタイムはすべてシステム A からのデータでなければならない。メインの電子計時システム（システム A）に故障があった場合は、システム B で計算された経過時間を上記と同じ手順を経て採用しなければならない。経過時間の計算にシステム B の時刻をシステム A に代えて採用することは認められない。選手/馬コンビネーションについてシステム A あるいはシステム B から経過時間を算出できない場合は、2.1.4 に定める手動計時による計算値を有効とみなす。

2.2.1.2 計時システムの同期

計時システムの同期は、各競技会開始前 60 分以内に行わなければならない。各競技会期間中は毎日、全システムの同期を行わなければならない。タイマーはいかなる競技で

も競技中は再同期できないが、競技と競技の間であれば再同期できる。

2.2.1.3 他の大会と選手権

他の大会や選手権すべてにおいて、同様のシステムを適用することが強く推奨される。

2.2.2 電光管（フォトセル）

オリンピック大会と世界選手権では、FEI が承認した 2 基の電光管（フォトセル）システムが必要であり、スタートラインとフィニッシュラインに設置する。どちらの設置場所においても、片方をシステム A に接続し、他方はシステム B に接続する。スタート地点とフィニッシュ地点では各システムのフォトセルを等しく配列し、また物理的に可能な限り近づけて設置しなければならない、いかなる場合も 0.5m 以内の間隔とする。

2.2.3 手動計時

これについては条項 2.1.3 を参照のこと。ストップウォッチあるいはバッテリー式手動計時器を使用する場合は、各競技会の開始前に同期させなければならない、できればシステム A とシステム B と同じ時刻を使用する。

2.3 全 FEI 競技会におけるワイヤレス計時器

競技会が行われるアリーナでは、ワイヤレス・インパルス送信システムの使用が重要であると FEI は認識しており、現代の障害馬術競技における設置の簡素化と機能性を促進するため、このシステムの採用を奨励している。しかし、どのようなワイヤレスシステムも、有線接続されたタイマーとフォトセルに比べて不具合が生じやすいことに留意するべきである。

付則 8 馬具、装具および人工的補助具

1. シニア規定 - 人工的補助具

1.1 拍車

(a) 競技会場内のどの場所でも、騎乗している選手は長靴に拍車を1個ずつのみ装着できる。

(b) ギザギザ状または鋸歯状の回転盤がついている輪拍は、競技会場内のいかなる場所でも使用が認められない；ギザギザ状または鋸歯状となっていない回転盤がついた拍車は許可される。

1.2 鞭

(a) 競技会場内のどの場所でも、選手は騎乗中に鞭を1本のみ携帯することができる。

(b) 選手はフラットワークの際に馬場馬術用の鞭を使用することは認められるが、先端に重りが付いた鞭の使用または携行、もしくは競技アリーナ、ウォームアップアリーナ、トレーニングアリーナで横木や何らかの障害物を越える際に、長さ75cmを超える鞭を携行または使用することは厳しく禁じられる。鞭の代替品の携行は認められない。

1.3 FEI Tack, Equipment and Dress DatabaseおよびFEI TackAppも参照のこと。

2. シニア規定 - 馬具および装具

2.1 競技アリーナでは以下の条項を適用する：

(a) 馬の目を覆うプリンカーやフライマスクの使用は禁止である。

(b) 頭絡の頬革上に革、シープスキンもしくはこれに類する素材をあてることはできるが、馬の頬から測って直径3cmを超えないものとする。

(c) 可動式ランニング・マルタンガールのみ使用が許可される；手綱1本につきマルタンガール・ストッパーは1つのみ使用できる。ランニング・マルタンガールがスタンディング・マルタンガールとして機能するよう手綱を形成してはならない。

(d) 銜あるいは鼻革の規制はない。しかし競技場審判団には、獣医師の助言に

基づき馬が怪我をしそうな銜あるいは鼻革の使用を禁止する権限がある。許容される鼻革の締め具合については、FEI獣医規程第1044条8を適用する。

(e) 手綱は銜につけるか頭絡に直接装着しなければならない。手綱は2組まで使用できる。2組の手綱を使う場合は、その1組を銜につけるか頭絡に直接装着しなければならない。ギャグとハックモアの使用が許可される。

(f) 表彰式やパレードの間を除き、競技アリーナでの折り返し（ランニングレーン）の使用は禁止である。

(g) 上記条項2.1(a)~(f)の遵守を怠った場合は失権となる（障害馬術規程第263条4.22参照）。

2.2 組織委員会の管轄下にある競技会場内すべての場所（制限区域）では、以下の条項を適用する：

(a) 安全確保の観点から、鐙や鐙革（セイフティ鐙にも適用される）はあおり革の外側で托革から垂れ下がっていなければならない。選手は直接あるいは間接的であれ、自分の体のいかなる部分も馬具に縛り付けてはならない。

(b) 馬の前肢あるいは後肢に装着が認められる装具（単一のブーツか複数のブーツ、フェットロックリングなど）の総重量は、装具が濡れていた場合を含めいかなる状況下でも1肢あたり500gを超えてはならない（蹄鉄あるいは蹄鉄の代用品は含まない）。

(c) すべてのヤングホース（5歳、6歳、7歳、8歳馬）障害馬術競技において、後肢ブーツに関わる以下の基準を遵守しなければならない：

(i) 内側にのみ丸みを帯びた保護用パーツがある後肢ブーツが、後肢用ブーツとして許可される唯一のタイプである。ブーツは内側の長さを最大16cmとする；留め具の幅は少なくとも5cmなければならない。ブーツ内側で丸みをもたせた硬質部分より下に伸びる繫の保護パーツつき後肢用ブーツは、柔らかくしなやかな素材で造られていることを条件に許可される。ブーツ内側で丸みを帯びた硬質部分より下に伸びる繫の保護パーツは、ブーツの長さ測定対象には含まれない（写真についてはFEI Tack Appを参照）。（JEF）

(ii) ブーツは馬の肢周りにフィットするよう両側へ容易に曲げられるデザインでなければならない。ブーツの丸みを帯びた保護用パーツは、球節内

側を覆うように装着しなければならない。

(iii) ブーツの内側はざらつきがなく滑らかであること、即ち表面が平らでブーツ内側にいかなる圧点もあってはならない。つまりブーツ内側で内張りの下にパッドやブロックを入れてはならない；疑念を避けるために記すと、保護用パーツのブーツ内張りへの縫い付けは許可される。シープスキンの内張りは認められる。

(iv) 伸縮性のないマジックテープのみ認められる；フック、バックル、クリップ、その他の留め具は使用できない。馬の皮膚に直接あるいは間接的に触れる留め具の内側表面は滑らかでなければならない。留め具は一方方向性でなければならない、即ちブーツの片側から出ているストラップがそのまま、もう片方の受け手に装着されるものであり、ブーツ全周を巻いてはならない。留め具部分に別のマジックテープを縦にあてることで、留め具を確実に装着することは可能である（参照例については FEI 馬具、装具および服装のデータベース、あるいは FEI TackApp を確認のこと）。

(v) ブーツ自体に追加で部品を取り付けたり、あるいは埋め込むことはできない。後肢ブーツの下にベットラップやこれに類する軽量のバンデージ素材を使用することは認められる；これは可能であればスチュワードの立会いのもとで適用するべきである。スチュワードチーム・メンバーは、いかなる時でも前でベットラップ／バンデージ素材を取り外し、再度これを装着するよう要請する権限を有する。

(vi) フェットロックリングは適切に調整されており、きつくなく、装具が濡れている場合を含めいかなる状況下でも馬の肢に装着する装備重量合計が 500 グラムを超えないことを条件に、保護目的での使用が認められる（下記条項 2.2(d)を参照）。繫あてはきつく締めすぎないことを条件に繫周囲に使うことができる。

(d) すべての国際障害馬術競技会、およびすべてのFEI世界障害馬術チャレンジ競技会においては、以下の記述に合致する後肢ブーツのみ使用できる：

(i) 上記条項 2.2(c)に記載のブーツ。

(ii) 内側にのみ丸みを帯びた保護機能をもつブーツ、および内側と外側に丸みを帯びた保護機能があるブーツ、即ち球節の背部を包み込むダブルシ

エル・ブーツは以下の基準を満たすことを条件に許可される：

- いかなるブーツも、馬の肢周りにフィットするよう両側へ容易に曲げられるデザインでなければならない。特にダブルシェル・ブーツの場合は、馬の球節の形状に型打ちされていなければならない；即ちブーツが自然に球節を囲うよう「U」字に成形されていること。ブーツが球節を包み込むために留め具の装着を必要とするダブルシェル・ブーツは認められない。ブーツの長さは最も長い部分が20cm以内であること。ブーツ内側かブーツ両面で、丸みをもたせた硬質部分より下に伸びる繫の保護パーツつき後肢用ブーツは、柔らかくしなやかな素材で造られていることを条件に許可される。ブーツ内側で丸みを帯びた硬質部分より下に伸びる繫の保護パーツは、ブーツの長さ測定対象には含まれない（ブーツの長さの正確な測定手法の指示については、FEI Tack, Equipment and Dress DatabaseあるいはFEI TackAppを参照のこと）。
- ブーツの丸みを帯びた保護用パーツは、球節を包むように装着しなければならない（片側にのみ保護機能のあるブーツについては、保護用パーツが球節内側を覆うように装着しなければならない）。
- ブーツの内側はざらつきがなく滑らかであること、即ち表面が平らでブーツ内側にいかなる圧点もあってはならない；疑念を避けるために記すと、保護用パーツのブーツ内張りへの縫い付けは許可される。シープスキンの内張りは認められる。
- ブーツにつけられる留め具は2ヶ所までとする。次のような留め具のみ許可される：

<p>マジックテープタイプの留め具：</p> <ul style="list-style-type: none">- どのストラップも以下の通りであること：<ul style="list-style-type: none">・ マジックテープあるいはマジックテープタイプの留め具つき・ ストラップが2ヶ所ある場合は2.5cm以上の幅、あるいは・ ストラップが1ヶ所の場合のみは5cm以上の幅- 球節内側部分にのみ保護機能のあるブーツについては、ストラップは伸縮性があっても、なくてもよい。- ダブルシェル・ブーツではストラップは伸縮性がなければならない。	
<p>スタッドタイプの留め具：</p>	

(f) 舌紐の使用は禁止である。舌押さえの使用については獣医規程第1044条5を参照のこと。

2.3 競技アリーナで本付則の条項2.2のいずれかの遵守を怠った場合は失権となる（障害馬術規程第263条4.22参照）。

2.4 馬具と装具につける広告の制限については障害馬術規程第207条2.5を適用する。FEI Tack, Equipment and Dress DatabaseおよびFEI TackAppも参照のこと。